

令和3年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和3年9月9日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 原 田 健 資	2番 武 澤 豪
3番 北 上 正 弘	4番 後 藤 修
5番 坂 東 重 夫	6番 藤 本 功 男
7番 笠 井 安 之	8番 中 野 厚 志
9番 笠 井 一 司	10番 川 人 敏 男
11番 檜 原 伸	12番 松 村 幸 治
13番 吉 田 稔	16番 木 村 松 雄
17番 阿 部 雅 志	18番 出 口 治 男
19番 原 田 定 信	20番 三 浦 三 一

欠席議員（1名）

14番 森 本 節 弘

会議録署名議員

10番 川 人 敏 男                      11番 檜 原 伸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 藤 井 正 助	副 市 長 町 田 寿 人
副 市 長 春 木 尚 登	教 育 長 高 田 稔
企画総務部長 坂 東 孝 一	市 民 部 長 矢 田 正 和
健康福祉部長 寺 井 加 代 子	産 業 経 済 部 長 岩 野 竜 文
建 設 部 長 川 野 一 郎	水 道 部 長 藤 野 芳 大
会 計 管 理 者 岩 佐 賢 二	教 育 部 長 石 川 久
危機管理局長 吉 川 和 宏	企画総務部次長 稲 井 誠 司
市 民 部 次 長 大 森 章 司	健康福祉部次長 小 松 隆
産 業 経 済 部 次 長 森 克 彦	建 設 部 次 長 高 田 敬 二
教 育 部 次 長 瀧 川 靖 治	教 育 部 次 長 森 友 邦 明
吉野支所長 伊 坂 好 史	土 成 支 所 長 相 原 繁 喜
阿波支所長 林 英 司	水 道 部 次 長 大 塚 清

農業委員会事務局長 松 村 栄 治

監査事務局長 野 崎 順 子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

事務局議事総務課主事 林 穂奈美

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 89号 令和2年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 90号 令和2年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 91号 令和2年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 92号 令和2年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 93号 令和2年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 94号 令和2年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 95号 令和2年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 96号 令和2年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第10 議案第 97号 令和3年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第11 議案第 98号 令和3年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第 99号 令和3年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第100号 令和3年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第101号 阿波市税条例の一部改正について

日程第15 議案第102号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第16 議案第103号 阿波市道路線の変更について

（日程第2～日程第16 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、6番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

6番藤本功男君。

○6番（藤本功男君） おはようございます。

議席番号6番藤本功男です。朝一番の質問ということで、できるだけ爽やかに進めたいと思います。

さて、今回私の質問は3点、1つは新ごみ処理施設について、2つ目は脱炭素と太陽光発電について、3つ目は地域おこし協力隊についてであります。

初めに、新ごみ処理施設については、周辺7つの自治会に2回目の説明会が終わりました。今回の説明会は、7月11、13、18の3日間、5会場で合計66名、前回よりも16名少ない地域住民の皆さんの参加を得て、開催されました。そのほかに、市議会議員、一般市民、報道関係者の傍聴がありました。また、8月5日には三豊市の施設に加えまして、今回観音寺にあるエビス紙料株式会社の固形燃料製造施設に馬場自治会の希望者を中心に12名が現地視察を行いました。2回目の説明会ではありますが、1回目に比べて内容に関わる踏み込んだ質問、意見が出されたのではないかなと思っております。新ごみ処理施設建設という大きな行政課題を前にして、行政と住民が一生懸命展望を切り開いていこうとしている、このことを市民の皆さんにもお伝えしたいと思っております。

そこで、質問です。

地元住民との合意形成や協議を今後どのように進めていくのか、藤井市長にお尋ねします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 藤本議員の一般質問の1問目、新ごみ処理施設についての1点目、地元住民との合意形成や協議を今後どのように進めていくかについて答弁させていただきます。

令和7年8月稼働開始予定の新ごみ処理施設につきましては、中央広域環境施設組合で構成する、本市、板野町、上板町で公募を行った結果、阿波市阿波町東長峰を最有力候補地とさせていただいております。現在の状況につきましては、建設候補地である阿波市阿波町東長峰周辺の自治会に対しまして、議員申しましたとおり、4月の第1回の説明会では、経過報告及び今後のスケジュールについて、処理方式等についての説明をさせていただきました。また、7月の第2回の説明会では、建設候補地の選定方法と評価結果、周辺対策事業の実施状況及び先進地施設の状況などについて説明をさせていただいております。また、新ごみ処理施設の処理方式である燃料化方式の導入をしている先進地の視察も併せて開催し、新ごみ処理施設についてご理解とご協力をいただけるよう事業を推進させていただいてるところでございます。

今後の進め方につきましては、地元自治会の皆様方のご意見を丁寧にお伺いしながら、令和7年8月稼働開始予定の新ごみ処理施設について、スケジュールに遅れを生じさせることなく事業を推進しまして、ごみ処理を広域的に処理するため設置されております中央環境施設組合を構成している、本市、板野町、上板町の3市町の住民の皆様のご生活に重大な影響が出ないよう努力を重ねてまいります。そのためにも、新ごみ処理施設の候補地周辺で今後も暮らしを続けていく地元住民の皆様のご意見やお気持ちを最大限尊重させていただきながら、新ごみ処理施設建設について合意形成を図れるよう取組をさせていただきます。

また、新ごみ処理施設につきましては、地元説明会において周辺対策事業についての協議等々を十分に行い、できるだけ長期にわたり利用ができるようお願いをしているところでございます。この点につきましても地元住民の皆様のご不安や疑問を払拭できるよう、引き続き懇切丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○6番（藤本功男君） 私、今回の質問に際して地元を歩いて、何人もの人と意見交換をしてきました。その中でいろいろな意見が出されましたが、例えば地形や災害リスクから候補地選定にやっぱり疑問を感じます、交通、臭い、水の流れなど、環境の変化が心配で

す、固形燃料の安定的な流通は本当に心配ないのだろうか、現施設の稼働が残り4年を切ったと、早く計画どおり進めて、しっかりした周辺対策をやってほしいというふうに、地元の声は様々でございます。また、説明会の内容や手順について、コロナ禍で密を避けるため、そして丁寧に地元の声を拾うために、自治会単位で開くのは分かりました。しかし地元住民全体の考えが分からない。受け止め方に差があって、自治会ごとで少し溝があるのではないだろうか、各自治会のそういう意見もあったりしまして、一堂に会して意見交換をする場もぜひとも必要ではないか、さらに各自治会の代表者が集まって、コンパクトに協議する、そういう場も必要ではないか、このような意見がありました。

市長の答弁では、地元住民の意見や気持ちを最大限尊重して、不安や疑問を払拭し、合意形成を図りたいということであります。事務局員、あるいは町田副市長が、個別訪問を行いながら、個々の住民のご理解を得る努力をしていることを私知っております。この合意形成というのは、大変労力の要ることですが、今後、協議の進め方、説得力のある資料の提示や説明、個別対応等、さらにご尽力をいただきたいと、このように思っております。

次に、燃料化方式にとって最も大切なポイントの一つが、固形燃料の品質であります。今度の計画では、固形燃料を外部発注するのではなく、同じ施設内で作り、メーカーが求める品質をクリアできる、こういう説明がありました。

そこで、質問をいたします。

新ごみ処理施設で作る固形燃料の成分、水分、灰分、塩素分、発熱量などありますが、これはどのようなものなのか、また今後進める事業、測量、地質調査、造成設計などや環境保全協定、事業方式等の詳細についてお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 藤本議員の一般質問の1問目、新ごみ処理施設について複数の再問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず、新ごみ処理施設で作る固形燃料の成分、水分、灰分、塩素分、発熱量を明らかにしてほしいについてでございますが、現在稼働中の中央広域環境施設組合が運営する中央広域環境センターへ搬入されている一般廃棄物のごみ組成につきましては、平成28年度から令和2年度までの平均データにはなりますが、紙、布類が49.96%、木、竹、わら類が7.81%、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類が32.67%となっております。

そして、新ごみ処理施設で作る固形燃料の成分、水分、灰分、塩素分、発熱量につきましては、公益社団法人全国都市清掃会議ごみ処理施設整備の計画・設計要領2006改訂版のデータを基にした想定数値ではございますが、灰分は8.98%、塩素分は1.23%、発熱量は6,069キロカロリーとなっております。また、新ごみ処理施設で採用した処理方式である燃料化方式では、トンネルコンポスト内で生ごみは微生物により分解除去されることから、水分は減少し、ごみに含まれる紙やプラスチックは乾燥をします。あわせて、固形燃料を製品化する際においても高温で固めるため水分が蒸発することから、水分を除いた固形燃料の成分とさせていただきます。これらの数値につきましては、あくまで想定数値ではありますので、新ごみ処理施設で実際に製品化される固形燃料の成分とは相違があるものと考えているところでございます。

もう一点の再問、今後進める事業、測量、地質調査、造成設計などや環境保全協定、事業方式の決定等の詳細はどうなっているのかについてでございますが、中央広域環境施設組合が計画する新ごみ処理施設整備に当たり、本年度におきましては、令和3年8月26日から令和4年3月31日までを委託の期間として、最有力候補地での造成計画の決定、実施設計に必要な測量、地質調査などの実施、工事発注図書の作成を目的とし、新ごみ処理施設整備に係る測量、地質調査、造成設計業務を実施しています。

環境保全協定につきましては、先日阿波みらい川人議員の代表質問でも答弁をさせていただいておりますが、今後周辺自治会との協議を重ね、施設建設について地元の皆様のご理解が得られた場合には、施設建設準備と周辺自治会との協定書準備を並行して進めさせていただくよう考えております。

事業方式等の決定に当たっては、今年度におきまして新ごみ処理施設の事業方式の検討、固形燃料の販路調査を業務の目的とする、ごみ燃料化施設好気性乾燥発酵方式整備に係る事業方式検討業務委託を実施しております。10月には、本市、板野町、上板町による第3回の新ごみ処理施設整備検討会が開催されますので、その中で業務委託を行っているコンサルタント企業から事業方式についての報告予定となっており、慎重な協議が行われるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○6番（藤本功男君） ただいまの答弁では、ごみの組成と成分、2つに分けて説明がありました。

まず、組成でございますが、これは今説明にあったように、紙や布やビニールなど、中央広域環境施設組合で出ているもの、一方成分においては、中央広域環境施設組合のごみではなくて、全国都市清掃会議などの資料に基づく一般的なごみの成分であると、このように今理解いたしました。

この資料がございますが、（パネルを示す）ちょっと字が小さいんですが、これは日本工業規格が出しているものなんでございますが、メーカーが固形燃料を受け入れて、炉で燃やす、そのときにいろんな成分が出ますよね。これの基準、これを表しております、これはどこでも見えるものでありますが。それには、一般的にA品、ちょっと字を大きくしました、A品っていうのは、これなんですけどね。このA品の成分をクリアするというのが条件でございます。具体的には、熱量は6,000キロカロリー、水分は5%以下、灰分は10%以下、塩素分については0.3%以下であります。今、一例を説明していただいたんですが、それと比較してみますと、カロリーは6,069でありましたので、オーバーしております。それから、水分についても、今目指そうとしているところの固形燃料製造は、非常に水分をなくすということでありますので、恐らくクリアできるだろうと。それから、灰分8.98でありました。問題は、塩素分であります。先ほどの説明だと、1.23%ですね。ですから、これはA品の基準に達していない。今後、このごみについてもそうではありますが、塩素分をなくすための努力をして下げていくと、こういうふう理解しております。

私、ある大手の製紙メーカーから情報を得たんでありますが、そこは2028年に新しい炉を造って、このB品、これ塩素の0.6というのはB品なんです、これもオーケーだという炉を今から造りますという話を聞きました。

なぜこういう数字を今回出したかと言いますと、固形燃料の成分をクリアして、それをメーカーが買うのかどうかというのは非常に重要な問題でありましたので、こういった数値を根拠にして少し議論しております。

それで、今申しましたように、品質の保持は、燃料化方式の核心部分でございますので、これによって流通の可否が決まるというふうに考えております。今後、新ごみ処理施設の運用に向けて、中央広域環境施設組合、つまり私たちが出しているごみの成分分析ができるものと思っております。根拠となる数字、これに基づいて説明を尽くして、安心をクリアしていただきたいと思っております。

次に、新ごみ処理施設に係る測量、地質調査、造成設計、業務委託の実施が、既に8月

26日から始まっているということでもあります。この場所におきましては、地形、地質等、災害のリスクや環境への影響などを心配する声が地元住民から多数寄せられております。環境保全協定や10月に行われる整備検討会での事業方式の協議を含めた、その内容や進捗状況を丁寧に地元住民に説明していただきたいと思っております。

さて、私は、かねがねごみ行政につきましては情報公開によって市民の理解と協力を求めるように市長にお願いをしてきたところでもあります。ところが、行政側からは、限られた一部の情報しか出していないと思っております。前回の私の代表質問でも申しましたが、大切な情報が新聞によって知らされるのはいかかなものかと考えております。今回の新ごみ処理施設について、いまだに候補地の名前も正式には発表されておられませんし、説明会の内容も知らされておられません。確かに、これ市長を中心に神経をすり減らしながら慎重に事を進めている苦労はわかりますが、市民の方がやはり情報を求めています。私のところにも何件もの問合せがありました。

そこで、再々問として、藤井市長に情報公開についての見解を求めます。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 藤本議員の一般質問の1問目、新ごみ処理施設についての再々問、情報公開についての見解を求めますについてでございますが、新ごみ処理施設につきましては、建設候補地である東長峰自治会をはじめ、8つの自治会の皆様のご理解をいただくことが何より重要であるとの考えから、新ごみ処理施設処理方式等説明会を複数回開催させていただきまして、燃料化方式の先進地である株式会社エコマスターが運営するバイオマス資源化センターみとよへ複数回の先進地視察も実施させていただいているところでございます。

新ごみ処理施設につきましては、処理方式や建設候補地について、本市、板野町、上板町の各議会、そして東長峰自治会をはじめ、8つの自治会の皆様に報告をさせていただくとともに、市民の皆様には広報紙やケーブルテレビなどを通じまして周知をさせていただいているところでございます。

また、2回開催した説明会をやむを得ず出席できなかった自治会員の皆様に対しましても、当日の資料等々を後日送付をさせていただいているところでございます。今後につきましては、新ごみ処理施設について、引き続き広報紙やケーブルテレビ等で情報発信に努める必要があると考えております。施設建設の進捗状況、固形燃料の受入先、検討会や周辺自治会で行った会議の内容などにつきましては、できるだけ情報公開を行い、市民の皆様

様が新ごみ処理施設へのご理解を深めていただけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○6番（藤本功男君） 市長から大変前向きな答弁をいただきました。

私、情報は市民の財産だと考えております。地元説明会におきましては、説明の資料、これに加えて、自治会ごとに議事録を全戸に配布されましたね。大変よかったと思います。あれを見て、地元の住民は、中身がよく分かって安心した、こういう声をいただきました。出しにくい情報も多々あろうと思っております。しかし、市民とともにというスタンスで説明責任を果たしていただきますよう重ねてお願いいたします。

次に移ります。

温暖化によって地球が危機に瀕していると言われます。この8月にも、国連の気候変動に関する政府間パネル I P C C が、地球温暖化の科学的根拠をまとめた、第6次の評価報告書を出しました。それによると、今後20年以内に産業革命前からの気温上昇が1.5度に達する可能性がある、その原因が人類が出した温室効果ガスであることにおいて疑う余地がないと、従来の表現より踏み込んで断定しました。この報告書は、1992年の気候変動枠組条約、1997年の京都議定書、そして2015年のパリ協定の採択に重要な役割を果たしました。この流れを受けて、日本でも昨年2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを菅総理大臣が宣言し、国、地方、産業界、挙げて脱炭素の取組を最重要課題の一つとして推進しております。

そこで、質問です。

阿波市の脱炭素の考え方と取組はどうなっているのか、春木副市長にお尋ね申し上げます。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 藤本議員の一般質問2問目、脱炭素と太陽光発電についての1点目、市の脱炭素の基本的な考え方と取組はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

国におきましては、平成28年5月13日に閣議決定された地球温暖化対策実行計画で、令和12年度までの国全体からの温室効果ガス排出量を26%削減するとの目標が定められました。さらに、令和2年10月、菅総理大臣が第203回国会における所信表明において、2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、国

際社会が気候変動問題に対する危機感を強める中、日本は新たな挑戦をすることとなりました。この宣言を達成するために、国はグリーン成長戦略として、成長が期待される14分野の産業において高い目標を設定し、あらゆる施策を総動員して、2050年カーボンニュートラルに向けて推進していくこととしております。また、徳島県におきましても、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを宣言しており、現在徳島県版脱炭素ロードマップ策定の準備を進めているところです。

本市では、平成20年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、この計画を5年ごとに改定を行い、市が行う事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでおります。近年の主な取組といたしましては、令和元年度に阿波図書館、土成中央認定こども園の2施設においてESCO事業を実施しております。この事業は、ESCO事業者と呼ばれる省エネの専門業者が設備改修工事を行い、その施設のエネルギー使用量削減を保証するというもので、令和2年度実績では、導入前と比較いたしますと、2施設の合計で50.3%のCO<sub>2</sub>排出量の削減を達成しております。さらに、地域全体からのCO<sub>2</sub>排出抑制に関する計画といたしましては、平成30年度に阿波市地球温暖化対策実行計画第1次区域施策編を策定し、住宅太陽光発電システムの設置に対する補助金の交付を開始しております。また、令和7年稼働予定の新ごみ処理施設は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsにも合致する施策で、SDGsで掲げられた世界を変えるための17の目標のうちの3つの目標、11、住み続けられるまちづくりを、12、つくる責任つかう責任、13、気候変動に具体的な対策を、を達成する実施手段となり得るものであり、地球に優しいものとなる温室効果ガスの削減やさらに進んだカーボンニュートラルを見据えたものとなっております。

本市といたしましては、今後の国、県の動向を注視しつつ、民間企業との脱炭素の取組などの連携も念頭に、どのように脱炭素の取組を進めていくのか、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○6番（藤本功男君） 国の脱炭素に向けたグリーン成長戦略に沿いまして、改正地球温暖化対策推進法が、来年4月、施行されます。この法律の狙いではありますが、1、パリ協定の目標や2050カーボンニュートラル宣言を基本理念として法に位置づける、2、地方創生につながる再生可能エネルギーの導入を促進する、3、企業の温室効果ガス排出の

見える化、これを強化しというのが、3本の柱のようです。この法律の第21条を受けて、先ほど答弁でありました阿波市地球温暖化対策実行計画、これの第3次の計画が進むものと理解しております。現在、阿波市でも、公用車の運用改善、職場内での空調、照明、OA機器の合理的な使用、先ほど説明がありましたE S C O事業や住宅用太陽光発電システム設置への補助金の交付などに取り組んでいるということが分かりました。そして、何よりも今計画中的のごみ処理施設が、国連が定め、日本も参加している、2030年の持続可能な開発目標であるSDGsの11、12、13の具体目標と合致する施策であることも注目されるところであります。

阿波市の第2次の実行計画では、再生可能エネルギーへの積極的な転換を目標に上げておりました。この再生可能エネルギーの一つが太陽光発電であります。ここ数年、阿波市でも風景が一変するほど太陽光パネルが増えてきました。脱炭素に向けて不可欠のエネルギー源であることは誰もが認識しているところであります。しかし、急激な変化の中で、突然家の隣に太陽光パネルができて光の反射がまぶしい、景観が悪くなった、台風などによるパネルの破損が心配だ、斜面にある太陽光パネルは土砂災害の原因にならないのかなどの方が私のところにも幾つか寄せられております。

そこで、質問です。

太陽光発電の現状と課題をどのように捉えているのか。次に、景観や災害のリスクなどの声が上がっておりますが、規制のための条例制定を市はどのように考えているのか。2点についてお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 藤本議員の一般質問の2問目、脱炭素と太陽光発電について複数の再問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず、太陽光発電の現状と課題をどのように捉えているのかについてでございますが、脱炭素における太陽光発電についての国、県の考え方につきましては、先ほど春木副市長から答弁をさせていただいたとおりです。本市における太陽光発電の現状につきましては、年間平均日照時間が国内でも長い地域であるため、太陽光発電に恵まれた地域となっており、平成24年の固定価格買取制度の開始以降、建築物の屋根や遊休地などを活用したソーラーパネルの設置が多く見られるようになり、市内での設置例といたしましては、まず開発審議会にて届出を受けた太陽光発電所が94か所で、市の農業委員会を通して県より計画許可が下りている営農型太陽光発電所は47か所、ため池等の水上型太陽光発電

所は4か所でございます。このような中、課題といたしまして、使用できなくなったソーラーパネルの廃棄、民間に隣接して設置されたソーラーパネルからの反射光、景観との調和等があるものと認識をしております。

次に、景観や災害のリスクなどの声が上がっているが、規制のための条例制定をどのように考えているのかについてでございますが、現在本市では、阿波市開発事業の調整に関する条例により、0.3ヘクタール以上の太陽光発電の設置に対して開発審議会においてその計画を審議しており、造成工事や雨水対策などの審査をするとともに、国や県への各種届出等の提出についても確認がなされております。

太陽光発電設備の設置を規制する条例については、全国の自治体にて152の条例が制定されていると承知しております。今後、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電をはじめとする再生エネルギーの活用などの取組は重要なものと考えており、本市においても国、県の動向、他の自治体の実情も十分に把握し、その在り方についての検討をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○6番（藤本功男君） この再生可能エネルギーであります。これは地球温暖化防止、そして日本におきましては、東日本大震災によって原発が一時止まったことによる電力の確保、また先ほど説明がありました2012年の固定価格買取制度、いわゆるFITによる一定期間の価格保証により売電としての魅力が増して、一挙に広がったものと理解しております。

今まで荒れていた遊休農地や雑草地が有効活用されることは、脱炭素に向けての役割を果たしますし、ある意味後継者問題の解消や所得保障にもつながります。答弁でもあったように、一般家庭でなく事業所が運営するものや営農型、水上型など、いろいろな発電所があることが分かりました。農地においては、農業委員会の審査、それから一般のものについては、0.3ヘクタール以上のものについては阿波市開発事業の調整に関する条例、これによる開発審議会の審査によって一定の規制があるということが分かりました。先ほど、150を超える自治体が太陽光発電の設置を規制する条例をつくっているという話がありました。これらの自治体の中には、具体的に事業区域の住民等の理解を得ることや発電出力10キロワット以上などの条件を挙げながら、自然災害、景観、営農、文化保存、良好な住宅住環境を守るために規制の条例を定めているようです。今後、阿波市でも市民

の声を丁寧に拾いながら議論を深め、再生可能エネルギーの普及の在り方、規制の中身について検討する必要性があると考えております。

次に移ります。

2008年、麻生政権において地域力創造プランの柱として、地域おこし協力隊が2009、平成21年に制度化されました。これは、地方自治体が募集を行い、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、隊員には地域のブランド化や地場産業の開発、販売、プロモーション、都市住宅の移住、交流支援、農林水産業など、地域協力活動に従事してもらい、あわせて隊員の定住・定着を図る、このような一連の活動を通じて、地域力の維持強化を図っていくことを目的としていることとあります。阿波市は、この制度を活用しまして、2018から2020年昨年まで3年間、2人の女性を迎え入れました。現在、お二人は阿波市に定住し、養蜂と果樹の分野で新しいチャレンジを行っております。

そこで、質問です。

地域おこし協力隊の成果と課題についてお尋ねします。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 藤本議員の一般質問の3問目、地域おこし協力隊の成果と課題について答弁をさせていただきます。

地域おこし協力隊の制度は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、都市部からの人材を積極的に誘致し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR、また農林水産業への従事や住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への移住・定住を図り、新たな地域の担い手となっていただくことを目的として、平成21年度に制度化されております。

昨年度の状況を見ますと、全国では1,065の自治体が約5,500名の隊員を受け入れ、徳島県内では、県を含めた17の自治体で63名の隊員が協力隊活動を行っております。また、隊員の退任後の定住状況といたしましては、全国では約50%の隊員が同じ市町村内に定住するなど、移住・定住の促進につながっている、有効な制度となっております。

そこで、議員ご質問の地域おこし協力隊の成果と課題についてであります。本市では農業の強みを生かした、新たな人の流れを創出するため、全国から農業女子を募り、農業技術の継承や自立就農、また6次産業化や移住・定住の実現を目指して、平成30年度か

ら隊員を受け入れております。具体的には、土成町のブドウ農家に1名、阿波町の養蜂農家に1名、合計2名の方が、それぞれ隊員として着任し、農業技術や販売方法等を習得後、今年3月末をもって3年間の協力隊活動を終了しております。現在、隊員や家族の方は本市に定住し、引き続き農業生産や6次産業化に取り組んでいただいております。移住・定住の促進をはじめとして、農業技術の継承や担い手の育成、また人口減少や少子・高齢化問題など、本市が抱える課題解決に向けた、効果的な取組となりました。

次に、本制度の課題でございますが、隊員に対する技術指導や生活支援など負担が大きいため、受入れ農家の確保が難しいこと、また退任後においては、地域住民のリーダー的存在となって地域づくりまちづくりに積極的に関わっていただきたいということなどが上げられます。地域おこし協力隊制度は、伝統ある阿波市農業を守り、また人口流入に直結するなど、地方創生や地域の活性化に大きく期待できることから、地域の理解を深めながら、官民連携のもと、引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○6番（藤本功男君） 2人の農業女子を受け入れて、移住・定住の促進、農業技術の継承や担い手の育成、人口減少問題などの課題解決に効果はあったということは分かりました。

私は、この質問に際して、改めてお二人を取材してきました。受入れ農家や阿波市の支援、地域の人たちの応援にとっても感謝しておりました。お二人とも、学んだことを生かしながら、次のステップに向けて、熱の入った夢のある話をさせていただきました。先日も、ケーブルテレビで、その活躍ぶりが放映されておりました。

一方、課題もあるようです。隊員に対する技術指導や生活支援などの負担が大きいため、受入れ農家の確保が難しい。また、退任後の安定した仕事や生活の継続も課題となります。

先ほど全国の資料についてご説明いただきました。徳島県では、ここ10年で赴任地で定住した隊員約40%の68人が地域で就職や起業をしているようです。逆に言うと、60%の人は定着していないというふうになっておりました。

さてそこで、再問です。

今後、地域おこし協力隊の募集について市はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 藤本議員の一般質問の3問目、地域おこし協力隊についての再問、地域おこし協力隊の募集について答弁をさせていただきます。

本市の地域おこし協力隊員につきましては、おおむね1年以上3年以下の期間、会計年度任用職員として任用し、農業振興、農業技術の継承、観光振興、環境保全や移住者に対する支援などの地域協力活動に従事することとしております。そして、任期中は、地域協力活動に従事しながら、兼業等を通じて、起業や就業に向けた準備をし、任期終了後に阿波市へ定住・定着を図ることが重要であると考えております。

今後の地域おこし協力隊員の募集につきましては、産業経済部長の答弁にもございましたように、受入先の確保や生活支援、任期終了後の起業、就業など、受入れサポート体制の構築が課題となっております。この課題を解決するため、関係各課の連携はもとより、官民連携による受入れサポート体制の構築に取り組みます。そして、受入れ実績のある農業分野に加えて、観光振興、環境保全や移住者支援など、阿波市の活性化や情報発信につながる分野への募集も積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤本功男君。

○6番（藤本功男君） 募集については、今答弁でもございましたが、受入先の確保や生活支援、任期終了後の起業、就職など、受入れサポート体制の構築、ここがちょっと課題だということで、しかし今言っていただきましたが、今後農業だけではなくて、観光振興、環境保全や移住者支援などの分野にも広げて、官民連携による体制強化を図って募集を積極的に推進するという答弁をいただきました。特に、移住者支援につきましては、市民の方からも、大いに協力します、研修等に力を貸しますよという声が上がっておりますので、ぜひともよろしく願いできたらと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで6番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番笠井安之君の一般質問を許可いたします。

7 番笠井安之君。

○7 番（笠井安之君） 議席番号 7 番笠井安之、令和 3 年第 3 回阿波市議会定例会の一般質問を始めさせていただきます。

まず、質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により貴い命を落とされました方々に対しまして、心よりお悔やみを申し上げます。また、現在も新型コロナと闘っておられます方々には、一日も早い全快をお祈り申し上げます。また、医療関係者の皆様方には、昼夜新型コロナウイルス感染症の治療とワクチン接種において大変なご尽力をいただいておりますことに対しまして、心より感謝申し上げたいと思います。

さて、今回の私の質問は、阿波市ががんばる事業者応援する券事業の利用状況について、入札方法の見直しについて、阿波市指定の文化財について、災害発生時の阿波市業務の執行体制確立について、以上 4 件でございます。

まず、阿波市ががんばる事業者応援する券事業の利用状況について質問いたします。

新型コロナウイルスの蔓延により、阿波市内の商工業は大きな打撃を受けていると思われませんが、昨年発行されたががんばる事業者応援する券の利用成果と本年度の利用状況はどうなっているかについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者は、次々と現れてくる変異株により、減少するどころか毎日最高の数字を更新しております。特に最近では、若者の感染が増加するとともに、未就学児の感染も多く確認されております。阿波市においても、先月は日々複数の感染者の発症が報告され、今日までに延べ 74 人の感染が確認されております。この状況は、阿波市の市民並びに各種産業にとっても深刻な問題となっていることは言うまでもありません。阿波市の基幹産業である農業は、国の外出自粛要請による外食産業の低迷が原因となり、米、肉、野菜などが過剰ぎみになったのをはじめ、各種産業への影響は多大なものとなっていると思われます。特に、飲食サービス業は国民が必要以上の外出を極力控えることを余儀なくされた結果、その業績悪化は誰もが認めるところであります。そんな中、昨年実施された阿波市ががんばる事業者応援する券事業は、阿波市内飲食店やスーパーマーケットなどの小売店にとっては、売上げの増収に相当な成果があったものと思っております。

そこで、1 番目の質問として、ががんばる事業者応援する券事業の昨年の利用成果と本年度の利用状況はどうなっているのかについて、岩野産業経済部長にお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 笠井安之議員の一般質問の1問目、阿波市ががんばる事業者応援する券事業の利用状況についての新型コロナウイルスの蔓延により阿波市内の商工業は大きな打撃を受けていると思われるが、昨年に発行された阿波市ががんばる事業者応援する券事業の利用成果と本年度の利用状況はどのようになっているのかについて答弁をさせていただきます。

阿波市ががんばる事業者応援する券事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、応援する券を発行することにより消費喚起を促進し、地域経済の回復を図る事業でございます。

昨年の第1回目の実績としましては、交付対象者数3万6,751人中、3万5,678人の申請を受け付けており、申請率は97.1%となっております。

次に、登録店舗数は、大型スーパーをはじめ、飲食店や小売店など223店舗の登録があり、うち飲食サービス限定券の利用可能な店舗は82店舗、共通券のみ利用可能な店舗は141店舗となっております。

次に、応援する券の利用状況につきましては、発送総額2億1,406万8,000円に対しまして、換金総額2億833万7,000円で、97.3%の利用となっております。

この事業につきましては、市民の皆様をはじめ、登録店舗の皆様からもご好評の声をいただいております。コロナ禍で市内消費が落ち込む中、地元での消費行動や継続的な消費促進、新たな顧客の確保のきっかけなどに一定の効果があったものと考えております。

続きまして、2回目となる応援する券事業につきましては、令和3年3月31日時点で本市の住民基本台帳に登録されている方を対象とし、新たに登録店舗の募集も行っております。本年の進捗状況につきましては、8月24日現在、対象者数は3万6,435人、登録店舗数は、大型スーパーをはじめ、飲食店や小売店など254店舗の登録があり、うち飲食サービス限定券の利用可能な店舗は99店舗、共通券のみ利用可能な店舗は155店舗となっております。

次に、応援する券の利用状況につきましては、発送総額2億1,861万円に対しまして、換金総額9,487万2,500円で、43.4%の利用となっております。

今後におきましても、県内の感染状況が気になるころではございますが、市民の皆様や事業者の皆様方に感染予防の徹底を心がけていただき、感染状況を考慮しながらのご利

用をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○7番（笠井安之君） 岩野産業経済部長よりご答弁いただきました。

ご答弁では、昨年の実績は、交付対象者数が3万6,751人に対して、交付申請者数が3万5,678人であった。申請率97.1%となっている。登録店舗数は、大型スーパーをはじめ、飲食店や小売店223店舗の登録があり、そのうち飲食サービス限定券の利用可能な店舗が82店舗、共通券のみ利用可能な店舗は141店舗であったとのことであります。

利用状況については、発送額が2億1,406万8,000円に対して、換金総額が2億833万7,000円で、97.3%であったとの報告をいただきました。また、昨年申請をされた方に券を送付したが、今年度においては、令和3年3月31日時点の住民基本台帳登録者全てを対象にし、新たな店舗登録の募集も行っているとのことであります。進捗状況は、先月8月24日現在、対象者は3万6,435人、登録店舗数は254店舗、うち飲食サービス限定券の利用可能店舗数は99店舗、共通券のみ利用可能店舗数は155店舗となっているとのことでした。利用状況については、発送総額2億1,861万円に対して、換金総額が9,487万2,500円となっており、43.4%となっているとのご答弁もいただきました。

昨年に比べて、店舗数が31店舗増加していることが分かり、市内の関係店舗がこの事業内容をよく理解していただいている結果だと思えます。また、換金総額については、利用期限が来年2月末日ということもあり、今のところは43.4%にとどまっていることも分かりました。岩野部長からは、今後も利用促進について周知を図っていきたいとお言葉もいただきました。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束に向かうというような明るい話題はやってきそうにありませんが、阿波市産業への影響が少しでも軽減されることを願いながら、この項の質問を終わります。

次に、入札方法の見直しについての質問を行います。

藤井市長が就任した4年前から、本市においては大型事業が多く計画され、実施されてまいりました。特に、建築工事を見ますと、図書館、公民館、認定こども園、放課後児童クラブ、小・中学校の大規模改修、市営住宅建て替えなど、たくさんの事業があります。

このような事業には、国、県の補助金や合併特例債を積極的に活用し、進めたものばかりです。建設工事の入札については、事業規模によって指名競争入札や一般競争入札を行うことになっており、その入札には、金額に応じて特A、Aなどのランクに応じた資格が必要であることは承知しているところであります。阿波市では、特Aランクに該当する業者が少ないため、設計金額が高くなればなるほど、市内の建設業者は入札に参加しにくくなっております。そこで、設計金額1,000万円以上の建設工事と一般競争入札の基準となる1億5,000万円の建設工事について、直近3か年において発注されている大規模な工事について市内業者の受注率はどれほどのものかについて、坂東企画総務部長にお聞きしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、入札方法の見直しについての1点目、直近3か年で大規模な工事が発注されているが、市内業者の受注率はどうなっているのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

平成30年4月から令和3年8月末現在の本市で実施しました建設工事の指名競争入札及び一般競争入札などの案件数は、651件でございます。そのうち、設計金額1,000万円以上の建設工事におきましては、案件数188件に対しまして、市内業者の落札件数は166件となっております。受注率としましては、88.3%でございます。

次に、1億5,000万円以上の建設工事が対象となります一般競争入札におきましては、案件数11件に対しまして、市内業者の落札件数は2件となっております。受注率としましては、18.2%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○7番（笠井安之君） 坂東企画総務部長よりご答弁いただきました。

ご答弁によりますと、平成30年4月から本年8月末までに、設計金額1,000万円以上の建設工事は188件となっている、そのうち市内業者の落札件数は166件となっており、受注率88.3%、高率となっているとのことでした。しかし、設計金額1億5,000万円以上の建設工事になると、一般競争入札件数11件に対して、市内業者落札件数は2件となっているとご答弁いただきました。これは、入札参加資格特Aランクに該当する業者が市内には非常に少ないということではありますが、せっかく市がこれだけの工事を発注するのに、市内業者が受注できないというのは残念なことだと思います。入

札参加資格特AランクやAランクを獲得するためには、市内業者の技術の向上や経営力及び技術者の確保などが必要であります。ぜひさらなる意識改革を関係者をお願いしたいと思います。市の担当部局としても、助言や指導を通して、市内業者の育成を図ってはどうかと考えているところであります。

次に、市内業者の育成のため、入札制度の見直しと入札に係る市内業者優先策について質問させていただきます。

入札制度については、いろいろな観点から今までに議論され、現在の制度に落ち着いたのだらうと思うわけでありますが、まだまだ改善できることはあるのではないのでしょうか。例えば、一般競争入札に関しては、JV、共同企業体を設立して工事を受注する体制をつくれば市内業者の落札を有利にするとか、市外業者が落札した場合の下請率を設定して義務づけるなどの措置をしてはどうでしょうか。総合評価落札方式には、市内業者に対して下請や材料の調達を求める事項が明記されていますが、あくまで努力目標であり、必須条件とはなっていないと思います。また、建設工事においては、工事の一括発注だけではなく、土木工事と電気工事や水道工事を工種別に発注する方法を採用してはどうかと考えます。工事によっては、工種別に発注している場合もありますが、その都度一括発注があったり、工種別に分割発注があったりするのは一貫性を欠いているのではないかと思いますので、検討の余地があるのではないのでしょうか。市内業者を育成するためには、少しでも多くの工事を受注できる機会をつくっていただき、業者ランクを押し上げることができれば、経営状態が向上し、設備投資や優秀な技術者の確保が可能になってきて、必然的にランクが上昇してくるものと思います。

そこで、再問として、市内企業の育成のため、入札制度の見直しと市内業者の優先を図る方策を考えられないかについて、町田副市長にお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 笠井安之議員の一般質問の2問目の再問、今後市内業者の育成のため、入札制度の見直しと市内業者の優先を図る方策を考えられないかについて答弁させていただきます。

本市の実施する建設工事における入札制度につきましては、入札の競争性、透明性及び公平性を確保した上で実施をいたしております。市内業者育成の観点から、8,000万円未満の建設工事において、阿波市建設工事請負業者選定要綱により、工事種別及び等級別発注金額に基づきまして執行しております。そして、その内容は、市内業者による施工

が可能な建設工事におきましては、市内業者で適格業者の選定を建設工事審査委員会におきまして公正かつ適切に行っているところであります。

次に、1億5,000万円以上の建設工事が対象となります一般競争入札におきましては、価格と価格以外の要素とを総合的に評価しまして、落札者の決定を行う総合評価落札方式を積極的に導入しております。価格以外の要素といたしましては、総合評価の評価項目に地域貢献を重視した市内業者に対する下請負及び材料の調達に関する実施目標額を入れることによりまして、地域における市内業者の活用、育成並びに市内経済への貢献が図られていると考えているところであります。また、受注者は、工事を下請負に付する場合につきましては、市内業者を優先して選定すること及び建設資材につきましても市内産資材を優先して使用するよう努めるものとしております。

今後につきましても、市内業者の育成を図るため、本市で実施しました建設工事の指名競争入札並びに一般競争入札に関しまして、建設工事審査委員会にて指名等業者の選定及び入札結果の検証を継続的に行い、笠井安之議員のお話のとおり、入札制度の課題点につきましては県内市町村の動向を踏まえつつ、毎年実施しております阿波市入札制度改善検討委員会において検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○7番（笠井安之君） 町田副市長よりご答弁いただきました。

建設工事における入札制度は、入札の競争性、透明性や公平性を確保しなければならないが、市内業者育成の観点から、8,000万円未満の建設工事においては、阿波市建設工事請負業者選定要綱により、工事種別及び等級別発注金額に基づき、市内業者による施工が可能な建設工事においては市内業者で適格業者の選定を行っている、一般競争入札については総合評価落札方式を導入し、価格以外の要素として、評価項目に地域貢献を重視し、市内業者に対する下請負及び材料の調達に関する目標額を入れており、市内業者の活用、育成及び市内経済への貢献を図っているのご答弁もいただきました。また、受注者が下請負に付する場合は、市内業者を優先して選定することや、建設の資材についても市内産資材を優先して使用するものとしているとのことであります。市内業者の育成については、自由競争の原理や入札制度の問題点も多くあると思われませんが、阿波市産業の発展のため、改善点の洗い出しを早急にしていただき、問題点を1つずつクリアして、よりよい入札制度の構築を図っていただきたいと思っております。藤井市長をはじめ、関係職員の方々

のさらなる取組を期待して、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、阿波市指定の文化財について質問いたします。

阿波市には、世界の奇勝、阿波の土柱をはじめとする天然記念物や歴史的に貴重な建造物や彫刻などの美術品、あるいは書籍等の歴史的に貴重な文化財が多数存在しております。これらの文化財が現在どのような状況にあり、どのように管理されているのかについては、市民の皆さんにはあまり知られていないのではないかと思います。市民の誰もが知っている文化財は、何とんでも国指定天然記念物の阿波の土柱が1番ではないかと思えます。その次は、四国霊場10番札所切幡寺の大塔ではないでしょうか。認知度の具合で前後するかもしれませんが、この2つの文化財が阿波市では飛び抜けていると思っております。このほかにも、有形無形を問わず、大勢の方に知られているものから地元住民の一部しか知らないようなものもありますが、その実態はどうなっているのか、質問させていただきたいと思えます。

そこで、1点目、現在阿波市が指定している文化財の区分と件数はどうなっているのかについて伺います。また、現在阿波市には文化財として指定されていないものがまだまだ多くあります。今後、これらが文化財として指定されるためには、どのような基準が設けられていて、どこに、どのように申請手続をすればよいのか、文化財として指定されるのかについては、担当の教育委員会や文化財保護委員などの関係者しか理解できていないのではないのでしょうか。

そこで、2点目として、市が新たに文化財を指定するための基準と手続はどうなっているのかについて、石川教育部長にご答弁をお願いします。

○議長（松村幸治君） 石川教育部長。

○教育部長（石川 久君） 笠井安之議員の一般質問の3問目、阿波市指定の文化財について2点質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の現在阿波市が指定している文化財の区分と件数はどうなっているのかについてですが、阿波市内の指定文化財は、国指定が3件、県指定が17件、市指定が51件の合計71件でございます。具体的な種別でございますが、国指定文化財では、建造物が1件、天然記念物が2件、県指定文化財では、建造物が6件、絵画が1件、彫刻が3件、工芸品が1件、史跡が2件、天然記念物が4件、また市指定文化財では、建造物が2件、絵画が1件、彫刻が3件、工芸品が2件、書跡が2件、考古資料が18件、歴史資料が1件、無形民俗文化財が2件、史跡が18件、天然記念物が2件でございます。

次に、2点目の市が新たに文化財を指定するための基準と手続方法はどうかについてですが、まず指定基準についてでございます。歴史的に重要であり、かつ学術上の価値が高いものが指定の対象となります。その手続方法といたしましては、まず市による事前調査を行い、指定基準を満たすと思われるものにつきまして、阿波市文化財保護条例に基づき、文化財所有者からの申請、もしくは所有者の同意をいただきます。その後、市教育委員会が市文化財保護審議会へ諮問し、その答申の内容を十分に検討した上、市教育委員会が指定を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○7番（笠井安之君） 石川教育部長のご答弁にありましたように、阿波市には国指定3件、県指定17件、市指定51件の計71件の文化財が指定されているとのことでありました。国指定では、重要文化財として切幡寺大塔、天然記念物として阿波の土柱と野神の大センダンがあり、これらは全国に誇れる大切な文化遺産であります。観光施設の少ない阿波市にとっても重要な観光資源となっております。特に、阿波の土柱は、観光ボランティアや地元商店の協力によって、市内外に誇れる文化財となっております。県指定では、有形文化財として、土成町の熊谷寺仁王門や、同じく土成町の神宮寺の千手観音像及び市場町の大野寺の木造大日如来坐像と天然記念物の市場町大影の境目のイチョウなどがあります。市指定では、市場町大野寺の阿弥陀立像画像板碑や阿波町の西光寺の山門をはじめ、たくさんの文化財が残されています。しかし、阿波市には、まだまだ市民に知られていない多くの文化財が残っております。経年劣化や災害による破損及び盗難対策について何らかの保護が必要なものも多くあるのではないのでしょうか。

先月27日付の地元新聞に紹介されました、私の地元市場町上喜来地区にある、江戸時代後期に農業用水のために手掘りされた隧道があります。この隧道を地元では岩滝用水として親しまれ、毎年大俣小学校の4年生は社会勉強の一環として訪れ、その隧道の起源や設置のいわれを学ぶとともに、現場でハンマーとのみで当時の手掘り作業を体験しています。このような隧道は、徳島県内でも珍しく、歴史的にも貴重なものであります。また、これも私の地元にありますが、紅葉庵というお庵があります。文化財には指定されていませんが、室町時代に作られたとされる仏像があり、地域住民からは尊ばれてまいりましたが、一昨年に盗難に遭ってしまいました。そこには、ほかにも仏像があったんですが、一番貴重な1体だけが盗まれたようです。このような盗難事件の発生や経年劣化などを防ぐ

ためには、阿波市の文化財を市民に広く知ってもらい、市民の協力をいただきながら保護して、文化財の所在と管理をしっかりしておく必要はあると思っております。

石川教育部長のご答弁にもありましたが、新たに文化財として指定されるためには、市による事前調査を行い、指定基準を満たすものについて、阿波市文化財保護条例に基づき、文化財所有者からの申請もしくは同意を得て、その後教育委員会が市文化財保護審議会へ諮問して、十分に検討した結果の答申を受けた後に、市教育委員会が指定するものであるということですが、市内には貴重な文化財がまだまだ埋もれておって、保護や管理を必要とされているものも多くあると思いますので、一つでも多くの文化財指定がなされることを期待するものであります。文化財の保護管理については、専門的な知識や技術が必要であることから、阿波市を挙げた今後の取組について期待がかかるころでもあります。

そこで、再問として、市教育委員会として文化財の重要性を広く周知するための方策をどのように考えているのかについて石川教育部長にご答弁をお願いします。

○議長（松村幸治君） 石川教育部長。

○教育部長（石川 久君） 笠井安之議員の一般質問の3問目、阿波市指定の文化財についての再問、市民に文化財の重要性を広く周知するための方策をどのように考えているのかについて、答弁させていただきます。

文化財は、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり、適切に保存するとともに、より多くの市民が文化財に興味、関心を持っていただくことは重要であり、さらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。具体的には、各指定文化財に設置しております解説板のリニューアルの検討、引き続き土成歴史館での企画展の開催、文化財の講演会、来年度に指定文化財のガイドブックを発行し、加えてホームページ上にもその情報を掲載するなど、今後も市民の皆様へ広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○7番（笠井安之君） 石川教育部長にご答弁いただきました。

文化財を適切に保存するとともに、より多くの市民が文化財に興味、関心を持っていただくことは重要であり、さらなる情報発信に努めるということでありました。具体的には、各指定文化財に設置している解説板のリニューアルの検討や土成歴史館での企画展の開催、文化財の講演会を行う、来年度には指定文化財のガイドブックの発行やホームペー

ジ上にも情報を掲載して、市民の皆さんに広く周知していくとのことでありました。

観光資源の少ない阿波市にとって、このような文化財を市内外に広くアピールし、文化財を回るオリエンテーリングやスタンプラリーなどのイベントなどを計画してはどうでしょうか。数年先には、徳島自動車道（仮称）阿波スマートインターチェンジも完成予定でありますので、阿波市の観光の一端を担うことも期待するものであり、今後も文化財の保護についてはいろいろな措置を積極的に講じていただきたいと思います。

以上でこの項の質問を終わります。

最後の質問になりますが、災害時における阿波市業務執行体制の確立についてお伺いします。

災害時において、行政事務をスムーズに行うための業務継続計画、ビジネス・コンティニュイティ・プランニング、略してBCPといいますが、の研修実施状況はどうなっているのか。この質問は、私が平成30年第3回定例会において1度質問をした項目であります。その後の取組状況について改めて質問させていただきたいと思っております。

近年の災害発生状況は、台風、豪雨、地震と多岐にわたり、国はもちろん、地方自治体の役割と業務は増加する一方です。災害が発生すれば、想定外の対応を瞬時のうちに迫られ、一瞬の判断の遅れが多く、多くの貴い生命を失うことにもなりかねません。特に、日に日に発生の確率が高まりつつある南海・東南海地震が実際に発生し、阿波市にも被害をもたらした場合には、市民の貴い命を守り、生活の早期安定を確保することが行政に求められます。前回の私の質問に対して、当時の担当部長からは、これまでの防災訓練などを踏まえ、防災対策本部マニュアル、職員初動マニュアル、避難所運営マニュアル、災害時受援計画などを追加策定したが、幾多の計画やマニュアルがそろっていても、訓練等で経験を積んでなければ、災害時においては効果が発揮できないとの認識のもと、今後は計画やマニュアルを訓練に基づく反省点を基に見直しを行いながら、引き続き訓練を重ね、想定外の状況下においても即応できる防災体制の強化を図ってまいりますとご答弁をいただいたところでありますが、この3年間を振り返ってみますと、職員が徒歩や自転車で避難所へ行き、緊急避難場所の設営を行うなどの訓練を行ったことは承知しておりますが、発災時に本来の担当部署においてどれだけの人数が業務に携われるのか、そしてその業務の優先順位をどうするのかということと事前に訓練によって身につけておくべきではないかと思っております。発災時には想定外のことが発生するのは当然ですが、そのためのあらゆる被害や事故を想定した対処方法を訓練により一つでも多く克服しておかなければならない

と考えます。しかし、1度や2度の訓練ではなかなか身につくものではないと、藤井市長をはじめ、職員の方々は承知されているとっております。また、毎年の人事異動によって担当者が代わることから、日々の訓練により一人でも多くの訓練経験者がその部署にいることが大事ではないでしょうか。防災対策本部マニュアル、職員初動マニュアル、業務継続計画、避難所運営マニュアル、災害時の受援計画などを基に、市役所機能を停滞させることなく業務を執行できることが理想だと考えております。

そこで、阿波市業務継続計画（BCP）の演習状況について吉川危機管理局長にお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 笠井安之議員の一般質問の4問目、災害発生時の阿波市業務の執行体制の確立について、災害発生時の行政事務の執行をスムーズに行うための業務継続計画（BCP）の演習実施状況はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

職員お話しのとおり、地震などの大規模災害が発生した場合、地方自治体は、職員自らが被災し、人員や庁舎機能等に大幅な制約を受けることが想定されます。過去の事例では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災時の神戸市では、全職員数1万7,836人のうち42%の職員が被災し、そのうち15人もの職員が死亡、被災当日の1月17日には職員の出勤は41%にとどまったとされています。

徳島県が公表しております中央構造線活断層地震による被害想定は被災率は5割程度になり、市職員約400人に換算すると、約半数の200人が被災する計算になります。大規模災害発生時、まずは職員自身が被災を最小限にとどめ、自らの身と家族の安全を確保した上で速やかに参集し、災害対応に当たる初動対応が、地方自治体に求められる業務を継続する上で極めて重要な事項であります。本市においては、職員初動マニュアルに加えて、特に事前防災についての職員研修を毎年行うとともに、本年5月に緊急参集訓練を行い、全職員が災害時を想定した参集場所に1時間以内に参集できることを確認いたしました。

次に、本格的な災害対応につきましては、平成27年に応急対策と行政機能の維持を想定した、大規模災害時における阿波市業務継続計画（BCP）を策定し、災害対応に当たることとしております。これには、災害発生時、通常業務は一旦停止し、市民生活の維持に必要な重要度を持って再開の判断をすることとしており、非常事態であっても優先的に実施

すべき業務を的確に行える体制の整備が必要であると考えております。

優先的に実施すべき業務につきましては、阿波市業務継続計画（BCP）において非常事態優先業務整理表に業務開始の時期等の優先順位を明記しており、それぞれの業務をシームレスに、的確に行えるよう体制を整備しております。

今後とも、職員訓練を通じて、市役所窓口機能の継続及びその他の行政サービスの確保に向け、阿波市業務継続計画（BCP）に基づいた災害対応、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井安之君。

○7番（笠井安之君） 吉川危機管理局長よりご答弁いただきました。

局長からは、本市においては、職員初動マニュアルに加え、事前防災についての職員研修を毎年行うとともに、本年5月に緊急参集訓練を行い、全員全職員が災害時を想定した参集場所に1時間以内に参集できることを確認した。本格的な災害対応については、平成27年に策定した阿波市業務継続計画（BCP）により災害対応に当たっているといる。災害発生時には、通常業務は一旦停止し、市民生活の維持に必要な重要度を持って再開の判断をすとしており、優先的に実施すべき業務を的確に行える体制の整備が必要であるとの考えもお聞かせいただきました。また、今後とも職員訓練を通じて、市役所窓口機能の継続やその他の行政サービスの確保に向け、阿波市業務継続計画（BCP）に基づいた災害対応体制整備に努めるとの言葉もいただきました。市役所業務の都合もあるかと思いますが、最低でも年に1回程度の訓練は実施していただきたいと思っております。そうすることによって、災害発生時には市民生活が滞ることなく、安全・安心な生活を日々送れることを市民に確約できることを心より期待しております。

今回の私の質問は、これで全て終了いたします。

○議長（松村幸治君） これで7番笠井安之君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

3番北上正弘君。

○3番（北上正弘君） 議席番号3番北上正弘、ただいまより一般質問をさせていただきます。

通告してあった議題は2つ、1つ目はデジタル庁発足による本市の取組について、2つ目は阿波市奨学金等返還支援助成制度についての2つであります。

全国的に感染力の強いデルタ株が猛威を振るう中、急速に感染者が増加しています。阿波市でも例外ではありません。このため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている都道府県が多くあります。ワクチン接種に関しては、ほかの議員からも質問がありました。阿波市は、ほぼ予定どおり進んでいるということで、安心しています。

それでは、1問目の質問に入ります。

本年第1回阿波市定例会にて、デジタル庁に関する内容に触れさせていただきました。今回、9月1日に正式にデジタル庁が発足し、本格稼働をされたところであります。政府も、未知の領域である自治体のデジタル化に向けては、人々の生活をよりよいものへと変革させる、DXデジタルトランスフォーメーションを基に、多種多様な議論、検討が行われてきたとされています。デジタル化を進めるに当たり、組織内だけでなく、いかに国や県、近隣自治体といった外部と連携していくのかが問われているように感じます。デジタル技術や人工知能などのAIの活用により、業務効率化を図るとともに、行政サービスのさらなる向上につなげていってほしいと考えます。本市においても、国のデジタル化に後れを取らないように準備などをされたと思われまます。

そこで、今回の1点目の質問、デジタル庁が発足し、デジタル化の推進のため、具体的にどのような取組をするのか、坂東企画総務部長にお尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 北上議員の一般質問の1問目、デジタル庁発足による本市の取組についての1点目、デジタル庁が発足し、デジタル化の推進のため、本市の具体的な取組について答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、9月1日、デジタル庁が発足し、官民一体の組織として、特に政府の情報システムの一元管理や予算執行などを通じ、社会全体のデジタル化を推進することとしております。また、地方自治体の行政システム統一化などに向けた司令塔の役割や行政手続オンライン化の推進と利便性の向上を目指す、地方行政のサポートを担う役割もございませす。そして、デジタルの活用が促進されることで、国民にとって一人一人のニー

ズに合ったサービスが選択でき、多様な幸せが実現できる社会を構築し、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目的とすることとされています。

昨年12月に、国ではデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が策定され、国民、事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す、デジタル・ガバメント実行計画が策定されております。このことを受け、本市でのデジタル化推進のための具体的な取組としまして、住民基本台帳システムや税システムなど、基幹系17業務システムの標準化への移行作業を2025年度までに実施することが求められております。そこで、現在自治体システムのデータやアプリケーションの標準規格の仕様書が国や県から示された段階で、速やかに現行システムからの置き換えを実施する予定としております。あわせて、東日本大震災の際、被災自治体では、これら自治体システムのデータ及びサーバーの直接的な被害や通信の遅延、セキュリティーなどの脆弱性が問題となりました。これらの課題解決を図る、データやシステムを分散して設置するクラウド化につきましても、本市では既に自治体クラウド化に対応しており、今後は市民の皆様の利便性向上と本市の業務効率化を推進しながら、システムの標準化と併せて、2025年までの移行時期に備え、しっかりと準備を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○3番（北上正弘君） 詳細な答弁をいただきました。

現在、民間企業などは、早くからデジタル技術を導入し、製造、販売、在庫管理、コスト削減、サービス向上など、あらゆる面で当たり前のようにデジタル化がされ、稼働しております。

今回の自治体のデジタル化は、市民に直結の行政戦略とも言えると思います。9月にデジタル庁が発足して1週間足らずであります。国や県からの情報を収集し、市民サービス向上に努めていただきたいと思います。

そこで、再問として、今後阿波市が目指すデジタル化の目標並びに準備についての答弁を町田副市長、お願いいたします。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 北上議員の一般質問の1問目の再問、今後阿波市が目指すデジタル化の目標並びに準備について答弁させていただきます。

デジタル庁のキーワードとなっているDXデジタルトランスフォーメーションとは、I

Tの活用を通じて、行政機関等が変革しつつ、行政サービスの向上を図ることを目的としております。国においては、抽象的ではありますが、最終的には市役所の電子化を進め、市役所等の窓口に行かない、待たない、書かないを実現することを目指しているとも言われております。先ほど、企画総務部長が答弁いたしましたように、本年9月1日デジタル庁の発足を受け、基幹系システムの標準化並びにソフト、ハードのクラウド化がこれからの行政運営に大きく関わる喫緊の課題の一つと捉えております。今後、市民の利便性向上、地域課題の解決、行政運営の効率化、高度化などを包括的に構築、維持しなければなりません。

議員ご質問の今後阿波市が目指すデジタル化の目標並びに準備につきましては、デジタル技術の浸透が、市民の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるDXなどを具現化していくことが重要であると考えております。持続的な行政経営の実現や市民サービスの向上並びに業務の効率化につながっていくものと考えております。特に、本市における喫緊の課題には、少子・高齢化、人口減少、また防災面での安全確保、また収束の見えない新型コロナウイルス感染症への対応等があり、これらの課題解決には、行政でのデジタル化やDXの推進が、これからの取組として大変効果的であると考えております。今後、これらを活用した行政が一層推進できるよう、国や県の情報をしっかりとキャッチしながら、迅速にデジタル化による自治体施策を積極的に展開できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○3番（北上正弘君） 答弁いただきました。

本市においても、しっかりとデジタル化に対応できるものと確信しております。

市民のニーズに十分にお応えすることで、サービス向上、負担軽減につながると思います。サービス向上、負担軽減といえば、今年4月より市民課にてお悔やみコーナー窓口の設置を他の自治体より先にさせていただきました。新聞等でありましたように、吉野川市も9月1日から設置しているという新聞記事がありました。届出に来られた方から負担が軽減されたと伺っています。デジタル化が進むことで、より一層の市民に寄り添うサービスの向上を期待します。

これで、1番目の質問を終わります。

続きまして、阿波市の奨学金等返還支援助成制度についての質問に入ります。

大学や専門学校に通うために奨学金制度を利用している若者がたくさんいます。学校を

卒業し、社会人になれば、学生時代に借入れした奨学金を返済していかなければなりません。経済的に厳しい方で返済が滞っている若者も少なくありません。

そこで、奨学金等返還支援助成制度という、奨学金を返済している若者の負担を軽減する支援策があります。各自治体で独自の制度を設けて運用しています。自治体ごとに差があり、条件によっては制度を受けることができない若者もいます。

そこで、1点目の質問で、現在阿波市独自の制度の概要、また活用状況や実績を教えてください。石川教育部長、お願いいたします。

○議長（松村幸治君） 石川教育部長。

○教育部長（石川 久君） 北上議員の一般質問の2問目、阿波市の奨学金等返還支援助成制度についての1点目、本市の制度の概要と活用状況について答弁させていただきます。

阿波市奨学金等返還支援助成金制度は、本市の総合戦略の基本目標、新しい人の流れづくりの中で、人材の確保と市外からの移住などの定住促進事業として、平成29年7月から開始した阿波市独自の制度であります。奨学金を借りていた学生が社会人になって返還するときに、返還額の一部を助成するものでございます。この制度の対象者は、市内に住民登録があり、現に居住して働いており、平成29年度以降に奨学金の返還を始めた方です。阿波市の独自部分として、市外に就労された方や卒業後就職までに空白期間がある方も助成可能としております。また、国の財源措置として、卒業後空白期間なく就職した方に対して市への特別交付税措置がされておりまして、開始時の平成29年度には9名の申請があり、46万8,000円を助成しております。昨年度は39名の申請がありまして、市内就労者は10名で、うち農業者は2名となっております。

なお、専業農家従事者につきましては、全額上限の20万円という設定がありますがけれども、助成しております。助成額の合計額は324万5,000円で、毎年交付申請件数、交付額とも増加しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○3番（北上正弘君） 答弁いただきました。

私も、この制度について少し調べてみました。

阿波市独自の返還支援助成制度は、ほかの自治体が行っている制度と比較しても、対象の条件や金額等、充実した内容でした。早くからこの制度を運用いただいていること

にびっくりしています。このたび、奨学金返還支援助成制度に関して、総務省の特別交付税措置の見直しがありました。その内容は、ざっくりではありますが説明しますと、今までは返還金支援に100万円を市が負担すると、特別交付税措置として国から25万円、実質市の負担は75万円でした。今回の見直しは、100万円負担で特別交付税措置として国から50万円、市の負担は50万円となり、差額25万円となります。

そこで、再問として、今後この制度をどうしていくのかについて、石川教育部長、お尋ねいたします。

○議長（松村幸治君） 石川教育部長。

○教育部長（石川 久君） 北上議員の一般質問の2問目、阿波市の奨学金等返還支援助成制度についての再問、今後この制度をどうしていくのかについて答弁させていただきます。

令和2年6月に国の制度が拡充されたことによりまして、企業が奨学金等を肩代わりする制度が創設されております。返還される方の希望や条件などにより選択肢が増えていることから、返還しやすい、有利な制度をご利用いただけるのではないかと考えております。

本市では、市外に就労された方や卒業後就職までに空白期間がある方も助成の対象とし、阿波市独自の助成としております。今後の社会情勢の変化や国、県、近隣市町村の動向を注視しながら、勉学に意欲のある学生に対し継続した支援を行うためにも、奨学金等返還支援助成制度の周知の充実を図り、利用者の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村幸治君） 北上正弘君。

○3番（北上正弘君） 答弁いただきました。

石川教育部長の答弁の中に、企業が奨学金等を肩代わりする制度が創設されているとあり、私も少し調べてみました。徳島県の企業の中で、その制度を創設している企業が何社かあり、年々増え続けています。会社側の考えでは、貴重な若い人材の確保が目的だと思われれます。せっかく入社しても、理由はどうあれ、早い時期に退職されたり、転職したりでは、会社としても存続の危機になるからです。今回取り上げた阿波市の奨学金等返還支援助成制度は、若い人材の確保でいえば、企業と同じ考えだと思います。国難の一つに人口減少があり、阿波市も例外ではありません。主な要因としましては、少子・高齢化、少

子化に輪をかけて、進学、就職の時期に市外、県外に転出する若者が、新たに阿波市に転入する人数をはるかに上回っていることが分かります。今回は、教育部長の答弁で終わりますが、この支援助成制度は総務省からの見直しということで、窓口は今までどおり教育部でもいいですが、人口減少に歯止めをするという若者の定住・定着を考える上で言えば、阿波市全体で取り組むべき課題だと思います。企業とも協力するなどし、今よりよい条件を打ち出す以外にありません。全国各地でこの制度を拡充していく流れになっています。隣の高知県のある市では、既に動き出しています。答弁の中に、国、県、近隣市町村の動向を注視しながらとあります。いろいろな問題が阿波市にはありますが、後回しできない問題だと理解していただき、このことについては提案とさせていただきます。

私の全ての質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで、3番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時21分 休憩

午後1時32分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番原田健資君の一般質問を許可いたします。

1番原田健資君。

○1番（原田健資君） こんにちは、1番原田健資です。

質問を始めさせていただきます。

今回は、元県道切幡西麻植停車場線について、1、元県道切幡西麻植停車場線の線名復活と抜水橋化について、もう一つは水道事業について、1、上水道基本計画についての2つを質問したいと思います。

それでは、1番目の元県道切幡西麻植停車場線について。

元県道の切幡西麻植停車場線の線名復活と抜水橋化についてでございます。

遍路道に沿うように、四国八十八か所10番札所切幡寺の門前から鴨島町の西麻植駅までの間に切幡西麻植停車場線という県道がありました。しかし、今は県道名がなくなってしまう、道路自体もルートが一部変わっていたり、途中の川島で寸断され県道がなくなり、西麻植駅まで県道ではたどり着けなくなっているような状態です。県道が途中で消えているわけでございます。もともとは、切幡門前から八幡の町、大野島の潜水橋、善入寺

島、粟島の渡し船、そこからＪＲ西麻植駅へのルートが本来のルートですが、今は川島橋まで迂回され遠回りさせられ、おまけに川島で打ち切られたままになっておるわけでございます。県道名は、切幡西麻植ではなく、今は切幡川島線となっています。これでは駄目です。途切れたままでは駄目です。もともとの道路と路線名、これの復活の要請、県のほうへ要請よろしくお願いいたします。そしてまた、元の県道は、渡し船のルートとなっております。高級な潜水橋か抜水橋、大橋架橋で大回りすることなく、直線的に西麻植駅に行き来できるように架橋要請を県のほうへよろしくお願い申し上げます。

学の阿波麻植大橋と鴨島の阿波中央橋の間は大橋がなく、区間が長く、流域では一番長い区間となっております。大橋がない区間となっております。この辺りは川幅が広いので、善入寺島に降りるインターつきの大橋も可能だと思います。大橋架橋で南北の交流がよくなり、人口増などが期待されます。ほかの大橋のように、スムーズに南岸と北岸が行き来できるようにしてほしいのです。元県道の切幡停車場線の線名復活と大橋架橋、抜水橋化について、市のほうのご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 原田健資議員の一般質問の１問目、元県道の切幡西麻植停車場線についての１点目、元県道の切幡西麻植停車場線の線名復活と抜水橋化についてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご質問の元県道の切幡西麻植停車場線について、東部県土整備局吉野川庁舎の担当者を確認したところ、昭和４６年に路線の終点変更等を行い、現在の川島橋を通る県道切幡川島線に路線名が変更され、供用していると聞いております。また、善入寺島内の元県道切幡西麻植停車場線の一部区間であると思われる粟島の渡し場に接続する道路は、現在阿波市道として、また県道切幡川島線終点からＪＲ西麻植駅までの区間は、吉野川市道として、それぞれ管理されていることから、路線名の復活は手続上難しいと考えております。

次に、阿波麻植大橋と阿波中央橋の間に本市と吉野川市を結ぶ抜水橋を架けてはどうかというご質問でございますが、本市には阿波中央橋の交通渋滞の緩和を目的に造られた西条大橋をはじめ、５つの橋梁が架かっており、国道１９２号に直結しております。また、大雨による池田ダムの放流により通行止めにはなりますが、大野島橋、川島橋をはじめ、５つの潜水橋もあり、多くの方が利用されております。

議員ご提案の架設箇所は、県道切幡川島線付近と思われませんが、この付近へ橋梁を架設

するとなると、善入寺島をまたぎ、橋長約1.7キロメートルの橋梁となり、取り合い道路の整備も必要となることから、多額の事業費が想定されます。現在、県では瀬詰大橋や西条大橋などへのアクセス道である主要地方道志度山川線、県道宮川内牛島停車場線などの県道整備について、国の緊急地方道路整備事業補助金を活用し、計画的に事業を進めていただいております。また、本市では、県に対し、議員ご提案の橋梁架設区間を含めた、阿波麻植大橋から阿波中央橋までの左岸堤防下の県道香美吉野線の拡幅整備の要望もお願いしております。本市としましては、まずは現在進められている主要県道のバイパス整備の早期完成と要望しております県道香美吉野線の少しでも早い事業化を県にお願いすることが先決であると考えております。今後におきましても、利用される皆様の安全性、利便性の向上に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） ご答弁ありがとうございました。

線名復活は難しいということですが、名は体を表すとか、そんな言葉があると思いますが、名前がなかったら道路もないようなものでございますので、実質そこにある渡し船の後の道路も名前で残していかないと、新しい道路もできないのではないかと思います。今後、また名前復活を考慮しながら進めていっていただけたらと思います。

また一方、大橋架橋でございますが、美馬市のほうにも潜水橋がありまして、そちらのほうは新聞で何回か見たことあるんですけども、潜水橋を大橋化したいと、してくれというふうな新聞報道も見たこともあります。

先ほど言いましたけれども、阿波市のほうが大橋がない区間が長いのでございます。美馬市に負けぬように、今後ともまた注意しながらご検討していただけたらありがたいと思っております。南北を結ぶ、西麻植、阿波市を結ぶ大切なルートと思っておりますので、今後とも忘れることなく、注目していただけたらありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

これで1つの質問のほうを終わらせていただきます。

次に、水道事業について。1、上水道基本計画についてに移らせていただきます。

市場町の北山、讃岐山脈に阿波富士城王山という山がそびえております。その城王山の西側に伊笠山、東側に九王野山という山があります。東側は土成町との境、西側は阿波町との境にある山でございます。この3つの山のさらに奥のほうには、女体山、女体山、さ

らにもう一つ東女体山と、3つの女体山があるというふうに言われております。そこに降った雨がじわじわとしみ出してきて、日開谷川を通過して、阿波病院の横の大きな橋の川の下を通過して、吉野川と合流して、またその合流した水が香美のほうの吉野川を渡って、下っていくというふうな水のルートになっておるようでございます。そこらあたりに、水道の井戸があるわけでございます。

そこで、市場町大俣地区の人々の水道水が阿波町のほうへ組み入れられることを知りました。でも、市場町尾開に大きなタンクができるそうですね。さらに、2個目の大きなタンク、貯水池ができるというふうに聞いておりますのに、なぜ市場から阿波へ、大俣分を分断、組替えするのでしょうか。容量不足なら、さらにタンクを大型化すればよいし、金もかからないと思います。逆に、阿波町の方が町内で分断されたり、土成町の方が町内で分断されたり、分断、再編されたら、どう思うのでしょうか。困惑すると思います。

今回、なぜ日開谷沿いの皆様が対象なのでしょう。日開谷沿いの人々を利水変更して、日開谷水系から外すのはなぜですか。

現在、市場町内の水道水は、先ほど言いました香美の井戸から取水されております。地下には、吉野川の水と日開谷川の水などが混じっていると思います。古い日開谷川の流れを考えると、水道水に日開谷川の水の占める割合は非常に高いと思います。日開谷川の水に大変お世話になっているのでございます。つまり、季節にもよりますが、市場町内の水道水には、日開谷の水が高い割合で占められているのは間違いないと思います。

大俣地区の方と日開谷川の関わり合いは非常に深いと思います。白水という地名があります。これは、お大師さんのついで突いたところ水が出たとかというふうな話を聞いております。城王山の雨乞い踊りや山頂の池、岩滝用水、大窪の流水、じんぞく狩り、水生植物研究、カワウソの遅越、みぞおちの滝、犬墓、水と信仰のルートでございます。さらに、源氏、平家の通った道、最近大河ドラマでありました松永久秀の、弾正の城跡、そういうような歴史、文化の道でもあります。水との関わり合いも大変多いわけでございます。

この計画が完成すると、これからは日開谷の水を日常使用していない子どもたちが雨乞い踊りをするようになります。また、上流の薬師如来に、下流の人々が水を流して、手水を使い、願かけをすることになります。願かけしても、日常その水は使っていないわけです。これがちょっと悲しいと思います。川沿いに暮らす人々の日常生活の水は、よその水とならないよう、少しの工夫、パイプの使いようとかでできるのではないのでしょうか。今

までできてきたのに、組み替えをする。これは、心情を考えない、計画不足ではありませんか。少しの工夫で何とかありませんでしょうか。

大俣地区、また日開谷は、信仰のルートだと思います。水のルートでもあります。ルートの地区民には、日開谷水系の水を毎日、日常使用してほしいし、ぜひ大俣の人々には、お大師様の道を日開谷水系の水とともに生活し続けてほしいものです。これから未来永劫、日開谷水系とお別れが続くのでしょうか。残念です。計画はしばしば変更されるものと思っております。犬墓のお大師さんと犬にあげるお茶の水が日開谷水系由来の水であり続けられますよう、今後の計画に期待しております。日常使う水が地元の川と関わり合いある、これが一番です。地元の水と共生、これをぜひともよろしくお願い申し上げます。

それで、先ほどの質問、水道事業について、上水道の基本計画についての質問をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 原田健資議員の一般質問の2問目、水道事業についての1点目、上水道基本計画についてのご質問に答弁させていただきます。

初めに、本市の上水道事業と上水道基本計画についてご説明させていただきます。

本市の上水道事業は、昭和30年代後半から昭和40年代後半にかけて創設され、その後水需要の増加、水源の変更などに対応した拡張事業を行い、平成17年度の阿波市合併等を経て、現在計画給水人口4万6,650人、計画1日最大給水量約3万2,490立方メートルの阿波市水道事業となっております。

合併後の事業として、老朽管の更新、市場の水源開発、市場高区配水池の更新など、各種事業を行ってまいりましたが、創設以来、既に46年から53年程度経過しており、全国的な課題でもある施設の老朽化への対応は必要不可欠な状況でございます。また、施設の更新等には多額の費用と長い期間が必要となることから、今後の更新等を効果的かつ効率的に実施するため、水道事業健全化推進委員会の議論を経て、平成28年度に令和12年度までの15年間の上水道事業の指針となる阿波市上水道基本計画を策定しました。また、この基本計画を着実に実行していくため、5年ごとの前期、中期、後期と区分し、整備の優先順位と投資規模のバランスに配慮するとともに、給水区域の統合、施設の削減による簡素化などを定めた整備計画を作成したところです。整備計画を簡単にご説明しますと、まず阿波町に新たに小倉高区配水池を築造し、阿波町内の施設の統廃合と市場町の大俣低区配水池と連結を行い、大俣地区給水エリアへの給水を行います。これにより、市場

町水源は日開谷川以東を給水エリアとすることとなり、市役所庁舎北側に新設した市場高区配水池と土成低区配水池を連結する土成連絡送水管を布設することにより、土成町給水エリアの約40%をカバーします。あわせて、市場高区配水池の増築と市場町水源の改良を行い、送水能力を高め、土成町給水エリアの100%をカバーすることにより、土成町の郡水源池などを廃止し、阿波市の配水区域を現在の旧町単位の水源による4区域から阿波町、市場町、吉野町の水源による3区域へと再編します。また、これら一連の事業と並行して、近い将来発生が危惧されております南海トラフ巨大地震などの災害対策も整備計画の重要な事業の一つとなっており、具体的には区域内にある指定避難所としての給水拠点へ確実に給水ができるよう、重要管路や施設の更新及び耐震化を進めることとしております。これらの事業は、水道施設の統廃合による経費削減と効率的な給配水、また持続可能な上水道事業の構築、基盤強化につながります。

現在の整備計画の進捗状況ですが、小倉高区配水池本体の築造については、令和5年度の完成を目指し工事に着手しており、施設の早期完成に取り組んでいるところです。土成連絡送水管については、今年度初めに全線完成し、予備送水に向けて調整を行っている段階です。市場高区配水池の増築、市場町水源の改良、重要管路の更新や耐震化については、他の事業と歩調を合わせ、令和7年度まで、あるいは令和12年度までの事業展開を予定しております。

議員ご質問の大俣地区給水エリアの再編の見直しについては、上水道基本計画が平成29年第2回阿波市議会定例会においてご説明申し上げ、令和12年度末に向け年間事業量及び予算配分し、計画的に事業の推進を行っており、現在のところ全体計画を変更することは難しいと考えております。

今後、この上水道基本計画を基本に、安定した安全・安心な水道水の供給に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） ありがとうございます。

計画があって、見直しは難しいとのご回答でございます。

人口4万6,000、今は4万に届かないぐらいの人口ですね。計画より1万人近く減っておりますし、大俣も市場のほうのままで融通がきくのではないかというふうな見方もできます。何とか現状維持、あるいは工事やった後でも水の交流とかね、パイプのつな

ぎ直しとか、つなぎ具合、弁の開け具合で現状の水の流れを維持できるのではないかと推測もできます。都会のほうの水道では、水をブレンドとかミックスして整えているところもあるみたいなので、大俣を全部移動するんでなくて、部分的に移動して、ミックス、ブレンドする方法もあるのではないかと思います。

人口移動して、市場に余裕ができていないのか、さらに市場のタンクも増設する予定ということを知っています。そのときに大きめのタンクにすれば、大俣を今のままで市場町内にとどめて、一緒に使えるというふうな考えもできます。どうか計画どおりと言わずに、計画はしばしば変更されるものと思っておりまして、さっきも申し上げましたように、歴史ある水の歴史と住んでいる人の歴史と、これが合体して持続可能というふうなことに繋がっていただけたらと思っております。

計画、ぜひ一部を変更してでも、大俣を市場のほうにとどめていただければありがたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

これで、私の質問全て終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで1番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

2番武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） それでは、議席番号2番武澤豪、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、2点です。1点目の質問として、独居老人への市の対応について質問させていただきます。

全国的にも独居老人が増加傾向であり、社会問題にもなっております。昨今では、家族が離れて住んでいる場合に、コロナウイルスの影響で里帰りができずしばらく会えない状況にあり、寂しい思いをされている方も少なくはないと思います。あるデータでは、2014年の推計では全国で596万人近い高齢者が独り暮らしをしており、65歳以上の6人に1人が独り暮らしであるようです。また、2016年の推計では、約656万人

と、2年で60万人も増加傾向にあります。2035年には、全国で841万人になるという予測もあります。

では、独居老人となってしまった場合にどのようなリスクがあるのか。まず、上げられるのが、孤独死という問題です。緊急な事態に陥ったときに連絡することもできず、周りの方が運よく気づいてくれる場合を除いては、絶望的な状況になります。今の時期なら、熱中症によって残念ながら亡くなられた事例も少なくありません。

2点目に考えられる問題が認知症です。家族と離れ、話し相手のいない状況が続くと、認知症が進む傾向も十分に考えられます。昨年からのコロナウイルスにより、イベントや買物、食事などに出かけることや自治会での寄り合いなどもなくなり、より孤独を感じられる方も少なくないと思います。

3点目に考えられるのが、振り込め詐欺や投資詐欺などの詐欺の被害に遭いやすいという問題です。不意にかかってくる、家族を装った電話では、なかなか本人を特定することは難しく、また相談相手もいないため、おれおれ詐欺や還付金詐欺にかかりやすく、ふだん他人と話す機会が少ない方は、話し相手として内容を聞いてしまい、投資詐欺に遭うなどの被害も十分に考えられます。

では、こういった状況を踏まえ、阿波市では、独居老人に対しどのような対策を行っているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 武澤議員の一般質問1問目、独居老人への市の対応はについての1点目、独居老人が増加しており様々なリスクが考えられるが、市の対応はどのように行っているのかについてでございます。

我が国では、核家族化や高齢化が進み、高齢者が単身で暮らす割合が増えています。本市におきましても、人口減少及び高齢化が進行しており、令和3年7月末現在の住民基本台帳での総人口は3万6,105人で、うち65歳以上の単身高齢者は3,145人となっており、総人口に占める単身高齢者の割合は約8.7%と、高い状況にあります。

高齢者の独り暮らしである独居老人には様々なリスクがあります。そのリスクの中でも、近年特に社会問題となっている、孤独死、認知症、消費者トラブルの3点における本市の対応についてご説明をさせていただきます。

まず、孤独死についてです。

独居老人は、頼れる家族や親族がいない、もしくは、いるのですが、近くに住んでいな

い等の理由により、孤独死のリスクは高まります。孤独死対策として、緊急通報体制整備事業があり、この事業は、独り暮らしの高齢者等で近隣に扶養義務者がなく、緊急連絡を行う必要があると認められる方を対象に、無料で貸与しています。急病や災害時等の緊急時に緊急ボタンを押すとベルセンターにつながり、近隣の協力者が利用者の状況確認や救急車の手配などを行います。今後も、独り暮らしの高齢者等の見守りを行っていただいている民生委員、児童委員や老人クラブ、見守り協定事業所7か所、見守り協力事業所21か所等との連携を図り、近隣の協力者の確保に努め、独り暮らしや体調等に不安を持っている高齢者等が安心して在宅生活を送れるよう、見守り体制の構築を図っていきます。

次に、2点目は、認知症についてです。

独居老人になると、社会から孤立することも多く、他人とのコミュニケーションが不足することで認知機能が低下することも少なくありません。そこで、認知症高齢者と家族への相談、支援を行う医療や介護サービスにつなげるとともに、地域全体で支えるため、認知症サポーター養成の推進や見守り体制づくりに努めています。認知症サポーターがより実践的な認知症ケアを学べる機会、ステップアップ講座を実施し、受講者は、オレンジサポーターしあわせの阿波づくり隊として、認知症カフェやボランティアの活動を計画します。そして、地域介護予防活動支援事業として、小地域サロン活動の開設により、高齢者が介護予防サポーターになり、一方的に支援を受ける側ではなく、支援をする側となり、地域の中で運動習慣づくりや認知症の普及啓発などの活動の一端を担えるように支援しています。

3点目は、消費者トラブルについてです。

高齢者を狙った悪質商法や還付金詐欺、架空請求などの特殊詐欺が大きな社会問題となっています。消費者トラブルについては、阿波市消費生活センターにおいて相談を受け付け、苦情処理のための助言やあっせんを行うとともに、必要に応じ、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、見守りや啓発を行っています。今後も、地域全体で連携を図りながら、事故等が起こらないよう様々なリスクから高齢者を守り、一人でも助けることができるよう支援を持続してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

答弁の中で、阿波市では、令和3年7月末現在で総人口が3万6,105人に対し、6

5歳以上の単身高齢者が3,145人と、総人口の約8.7%と高い状況のようです。その方々に対し、緊急通報体制整備事業により、緊急時の対応ができる設備を無料で貸与している、また民生委員の皆様や見守り隊、見守り協力事業所などと連携を図り、見守り体制の構築により、孤独死や認知症、詐欺被害などを防ぐ活動を行っているようです。今後とも、引き続きよろしく願いいたします。

では、再問に入ります。

昨日もそうでしたけれども、8月には記録的な降水があり、日本全国で多くの被害がありました。徳島県では、幸いなことに大きな被害はなかったようですが、県内全域で避難準備などの様々な警戒レベルの発動がされたのは記憶に新しいと思います。今後、台風シーズンも到来し、かつ地球温暖化の影響で異常気象により、想像もつきません。では、こういった災害や万が一が一起り得る有事の際に、独居老人の方に対し市の対応はどのように行っているのかについて質問します。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 武澤議員の一般質問の1問目、独居老人への市の対応はの再問、災害時等、有事の際の対応はについて答弁させていただきます。

独居老人に対する災害時等、有事の際の対応としましては、防災対策として、災害等が発生したときに自力で避難することが難しい方を対象に、避難行動要支援者名簿を作成しています。地区担当の民生委員、児童委員、消防機関、警察、自主防災組織、社会福祉協議会等の関係各機関に独居老人の情報提供を行うことで、災害時等、有事の際の支援体制の充実を図るとともに、独居老人の安心・安全な生活を確保しています。また、平時からの備えとして、独居老人に緊急通報装置の無料貸出しを行い、介護支援専門員や各事業所に対して啓発周知等の活動を行っております。今後とも、地区消防団、自主防災組織等との連携を強化し、地域の支援体制の構築に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

答弁の中には、さきにもあったように、緊急通報体制整備事業のほかにも、避難行動要支援者名簿が作成され、民生委員の方々や児童委員、消防機関や警察などの関係機関に情報提供を行い、支援体制の充実を図られているとのことで、少し安心しました。

独居老人は、日々増加しております。また、災害もいつ、どこで、どのように起きるか

は、誰にも分かりません。常日頃からの準備を怠ることなく、万が一の際にも被害が出ないような準備を今後ともよろしく願いいたします。

少し余談ですが、先日あるメディアでは、スマートウォッチという腕時計が取り上げられていました。その内容は、独居老人に対し、手持ちのスマートフォンにあるアプリをダウンロードし、アプリと連動して、県外や離れた場所からでもスマートウォッチから得られる独居老人の心拍数や歩数、睡眠時間などを家族が確認することができるものがあります。設定が困難な方も多いと思いますが、ご家族の方が設定するのは容易です。その中でも、私がかかなり感心した機能では、何かしらの拍子に横転した場合、数秒後に意識確認のアラームが鳴り、腕時計の確認ボタンを押すと、アラームが解除されます。しかし、無反応の場合は、自然と家族や救急車等に連絡がつけられるといった機能もあるようです。この機能は、もちろんGPSと連動されておりますので、腕時計の装着者がどこにいるのかも特定でき、畑作業中の熱中症による転倒、急な病気による意識喪失の転倒などにも的確に緊急車両の出動にも役立ち、命が救われた方も実際にいらっしゃるようです。このような機能のあるスマートウォッチですが、価格も1台3,000円程度から販売されているようなので、独居老人に貸し出すといった補助も検討してみてはどうかと思います。

以上で1点目の質問を終わります。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、消防団員に対する免許取得に補助金を検討してみてはどうかというものです。

2007年と2017年3月の運転免許制度の改正により、これまでは普通車、中型車、大型車の3区分に分かれていたものが、普通車、準中型車、中型車、大型車の4区分に分かれるようになりました。2007年平成19年6月1日までに普通自動車免許取得者は、車両総重量が8トン未満で最大積載量が5トン未満の車を運転することができます。これが、2007年平成19年6月2日以降から2017年平成29年3月11日までの間に普通自動車免許取得の場合は、車両総重量が5トン未満、最大積載量が3トン未満の車を運転できます。しかし、2017年平成29年3月12日以降の普通免許取得者は、車両総重量3.5トン未満、最大積載量が2トン未満となり、これにより消防団に配属されている消防車が一部の団員は運転が不可能になりました。私の所属している阿波方面第4分団の車検証では、車両総重量3.5トン未満に対し3.52トンとあり、僅かながら重量がオーバーしております。

最初の質問として、この運転免許制度改正により、消防団員が緊急車両である消防車を運転することは可能かどうかの答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 武澤議員の一般質問の2問目、消防団員に対する免許取得に補助を検討してみてもどうかについての1点目、運転免許制度の改正により、消防団員の消防車の運転は可能かについて答弁させていただきます。

平成29年の道路交通法の改正に伴い、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の車両の運転には準中型運転免許が必要となりました。各方面で所有する消防ポンプ自動車の中には3.5トンを超える車両があり、令和3年9月1日現在、消防団員544名のうち運転ができない団員が7名在籍しております。この解消のために、令和2年度に更新時期を迎えた吉野方面第3、第5分団の消防ポンプ自動車2台及び第1分団の小型動力ポンプ積載車1台につきましては、普通免許で運転できるよう3.5トン未満の消防車両を購入しております。本年度も同様に、吉野方面の第4、第6分団の小型動力ポンプ積載車をそれぞれ購入予定であり、今後におきましても、消防車両更新計画により、耐用年数を迎える消防車につきましては、順次車両の更新を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

答弁にもあったように、やはり2017年3月12日以降の免許取得者は消防車を運転することができないようです。そのため、普通運転免許で運転できる消防車の導入で対策を取るとのことでした。

では、再問として、阿波市消防団では、平成29年1月に重機の操作資格等の特殊な技能を取得している消防団員や地元の地理や災害形態に精通した消防団員によるハイパー消防団員が設立され、阿波市においては他の市町村にはない災害対策を取っています。しかし、このハイパー消防団員のみで阿波市の災害を防いだり、災害後の復旧作業や要救助者捜索などができるとは思いません。災害復旧には、消防隊員総出の事態も考えておかなければなりません。

そこで、最初の質問と併せてになりますが、ユンボなどの重機やダンプ車両などの免許取得や消防車両の運転手への免許取得に補助金を検討してみてもどうかというものです。答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 武澤議員の一般質問の2問目、消防団員に対する免許取得に補助を検討してみてもどうかの再問、大災害に対してハイパー消防団が発足しているが、重機の免許の取得や消防車運転者の免許取得に補助金を検討してみてもどうかについて答弁させていただきます。

本市消防団は、30分団と救援機動隊及び女性消防班から編成されているばかりでなく、陸上や水上などから成る機能別ハイパー消防団に編成することが可能であり、災害の種別に即応することができます。平成28年度には、その能力を十分発揮できるよう地方創生加速化交付金を活用し、阿波市消防団員能力向上資格等取得助成金を創設して、団員の希望により特殊車両等の運転免許の助成を行いました。助成内容につきましては、大型特殊自動車運転免許や車両系建設機械の運転技術講習、伐木等の業務特別教育等の資格取得費用が対象であり、延べ23名の実績がありました。今後、同様の免許取得に活用できる補助制度の創設について、国や関係機関へ要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

過去には、国費の地方創生加速化交付金を活用して阿波市消防団員能力向上資格等取得助成金を創設し、特殊車両などの運転免許の取得助成をし、23名の実績を上げたとありました。免許取得に関して金額自体が高額なものであり、市単独の補助は難しいとは思いますが。しかし、国や県に対して働きかけ、今後も免許取得の補助のできる環境整備の構築をよろしく願います。

以上で質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで2番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

11番樫原伸君。

○11番（檜原 伸君） 11番志政クラブ檜原伸です。皆さん、大変お待たせをいたしました。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今、我が国は、新型コロナウイルス感染症、そして自然災害、人口減少という3つの大きな国難に直面をしております。そこで、今回、私は、この国難に関する質問を3点通告しておりますので、早速質問に入らせていただきます。

1番目は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止についてであります。

昨年の1月、我が国で新型コロナウイルスが初めて確認されたとき、誰も世界を席卷するほどのウイルスだとは想定しなかった。この認識の甘さが、その後の対応や対策に大きな影響を与えていると言っても過言ではないのでしょうか。この目に見えないウイルス、未知との闘い、ウイルスとの戦うぐらいの、そういった緊迫感、覚悟があれば、情勢も変わっていた気がします。私たち日本人は、経験を生かすのは得意なんですけども、今回のようなパンデミック、経験がないものですから、感染拡大の防止と経済再生という難しいかじ取りを迫られて、アクセルとブレーキを同時に踏み続けてきたような気がします。全ての対策が後手後手に回り、場当たりに思えるのは、私だけでしょうか。ただ、ワクチンの普及が進んだことで、医学的な面では収束に向かっているような気がしますが、景気面では、飲食や対人サービス業などが非常に苦境にあえぐ一方で、デジタル関連や巣籠もり関連の企業の業績は伸びております。このように、経済社会の二極化が進み、格差がどんどん広がっています。阿波市においても、飲食店はじめ、個人事業者、非正規の社員、そして農家も例外でなく、こうした打撃を受けた層の今後のことが心配です。国は、新型コロナ対応に奔走する地方公共団体の取組を支援するとして、補正額3兆5,000億円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を確保しました。

そこで、お伺いします。

阿波市に配分された地方公共団体が感染拡大の防止や雇用の維持等、事業の継続や経済活動の回復といった目的の事業なら用途に制限のない、この交付金を活用した主な事業とその事業が深刻な影響を受けた市民の暮らしを守る効果があったのか、お聞きします。

2点目はPCR検査の助成制度です。

新型コロナウイルス感染症対策として、香川県や高知県では、特別養護老人ホームの職員や施設に新規入所する人に対して、無料でPCR検査が受けられると報道がありました。徳島県では、飲食店や宿泊施設の従業員、やむを得ず帰省する人、冠婚葬祭が主だと

思いますけども、さらに徳島に戻る大学生については、県が無料で検査を実施しております。このPCR検査につきましては、基本的には濃厚接触者、発熱、倦怠感など、感染が疑わしい人について、これは公費でしてくれますけども、それ以外個人の事情によるところは自己負担となっております。PCR検査の助成につきましては、さきの定例会で笠井安之議員から質問が出されておりました。今、ワクチンを接種した人、そしてしていない人の間で不安が高まってきております。こうした不安の払拭に向けて、一般市民へは一部助成で、高齢者施設や障害者施設などの職員や新規入所者、そして阿波市内の中小企業の県外出張など移動時における検査を無料とする、阿波市独自のPCR検査助成制度を設けてはどうでしょうか。所見をお伺いします。

そして、3点目の新型コロナウイルス感染症対策、最後の切り札であります。ワクチン接種の状況につきましては、さきの議員からも質問が出されておりますので、割愛させていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 樫原議員の一般質問の1問目、新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業とその効果について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきましては、令和2年6月8日開会の令和2年第2回定例会に提案いたしました一般会計補正予算（第2号）において、1億9,000万円の予算計上を行い、その後令和2年度、総額で6億3,000万円の交付金に加え、市の一般財源2,000万円も合わせて、30事業、6億5,000万円の決算額となりました。執行した主な事業といたしましては、子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下のお子様に対して1人1万円を支給する、あわっ子応援特別給付金事業、市内飲食店や小売店で利用できる6,000円分のがんばる事業者応援する券を全ての市民の皆様に対して発行をいたしました。

その効果を分析してみますと、あわっ子応援特別給付金事業におきましては、子育て世帯において感染に備えた新たな対応や就労機会の制限に伴う収入の減少など、子育て世帯特有の事情に配慮することができたと考えております。がんばる事業者応援する券事業におきましては、感染症拡大により影響を受けている全ての市民の皆様に対し商品券を発行することで、経済的支援と消費喚起を図るとともに、飲食業、小売業への事業継続の支援となり、地域経済への波及効果が大きかったのではないかと考えております。また、この

交付金は、地域の実情に応じて必要な事業が実施できることが大きな特徴で、指定避難所のパーティション、障害福祉施設や介護保険施設の衛生用品購入助成、小・中学校の非接触体温計、パルスオキシメーター等の購入補助といった、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組むとともに、農業者の融資に対する給付金支給、中小企業者及び小規模事業者の融資に対する給付金支給、がんばる事業者応援する券といった雇用と事業の維持、継続を図る支援を行っているところでございます。

今議会におきましても、学習のためのICT機器整備事業をはじめとする、交付金事業の予算をお願いしておりますが、今後国において、長引く新型コロナウイルス感染症対策として、経済活動に影響を受ける事業者への支援や感染症拡大防止策などが公表された際には、市民生活や事業者の皆様への支援について支障が出ないようにスピード感を持った予算編成を行いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 榎原議員の一般質問、1問目の2点目、PCR検査について答弁をさせていただきます。

議員ご質問のPCR検査についてでございますが、新型コロナウイルスに感染した方との接触があった方の検査や症状があり医療機関を受診された方で、医療機関での抗原定性検査で陽性となった方、抗原検査定量検査で数値が低く出た方については、自己負担なしで検査を受けることができます。また、徳島県は、県外から帰省する場合などには無料PCR検査を実施しております。加えて、感染拡大を防ぐために、学校現場では、2人以上の感染者が出た場合には、PCR検査の希望者を募り、県教育委員会が検査キットを手配し、各家庭に送付するといった柔軟な対応も取られております。

阿波市内の施設におきましても、クラスターが発生し、感染者の増加が見られましたが、その際のPCR検査は、施設の全職員と児童は管内の保健所で無料で受け、その他関係者については、発生した施設設置事業所の責任において、希望者に抗原検査を行ったと聞いております。その後、保健所等の指導のもと、十分な感染予防対策を取っていると伺っております。

本市といたしましては、新型コロナ対策として最大の切り札とされるワクチン接種は、現在のところ順調に進んでおりますが、未接種の方への対応や終了に向けての課題、そして3回目の接種となるブースター接種など、道半ばでございます。阿波市といたしまし

ては、個人の事情によりPCR検査を受けるための検査費の助成は行わず、感染予防のために必要な方については、県が行っている事業等を活用していただければと考えております。今後も、新型コロナワクチン接種を第一優先に進め、市民の皆様の安全・安心を守るために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○11番（檜原伸君） それぞれ答弁いただきまして、新型コロナウイルス感染症の経済対策では、大事なあわっ子応援特別給付金事業第2弾にがんばる事業者応援する券事業、ほかにも農業者の融資に対する給付金、中小企業及び小規模事業者の融資に対する給付金事業をはじめ、30の事業を実施してきているとのこと。これらの事業は、子育て世代特有の事情に配慮することができた、また飲食店、小売業への事業継続の支援となり、地域経済への波及効果も大きかったとのことのようです。私も、こうした事業は、打撃を受けた層の市民には大変ありがたい事業だと思います。国では、さらに予備費の中から5,000億円を確保して、今申込み受付をしております。対象は、全国都道府県ですけども、県からの配分が決まれば、今答弁にありましたように、スピード感を持って予算編成を行い、市民の暮らしを守る、また地域経済回復につながる事業をお願いしたいと思います。

PCR検査の助成制度につきましては、春木副市長、今ワクチン接種を第一優先に考えている、これは6月定例会での笠井安之議員への答弁と全く同じでした。質問者が代わったからといって、3か月前の答弁がまるっきり変わるとは思っていませんでしたので、あまりショックはないんですけども、ただ副市長、僅か3か月しかたっていないんですけども、その間に阿波市においてもクラスターが発生、また陽性者も先月1か月だけで41人と、感染状況は深刻化しております。もし財政面で助成制度に踏み切れないのであれば、先ほど言いました国の予備費、第3次の申込みの受付もしております。それを財源として、阿波市独自のPCR検査助成制度を設けてください。市民が気軽にPCR検査を受けられる阿波市をよろしく申し上げます。

そして、次の質問に移る前に、私は3月定例会の中で、ワクチン接種は自分を守ると同時に、妊婦さんや重い既往症を持たれる方、そして強いアレルギー反応を持つ人、こうした、打ちたくても打てない人を救う、このワクチンの有効性を全市民に理解してもらうためにも、ぜひ市長の言葉で市民に呼びかけてほしいと要望しました。市長は、この要望を

真摯に受け止めてくれて、ケーブルテレビやユーチューブを通じてワクチン接種の協力、そして陽性者への誹謗中傷をしないでほしいというメッセージを発信してくれていることに感謝申し上げます。私は、この市長のメッセージが市民に届いて、ワクチン接種率、全国よりも高い接種率になっていると思っております。

それでは、2問目の防災対策についてお聞きします。

1959年昭和34年です、紀伊半島一帯に大きな被害をもたらした伊勢湾台風を契機に、我が国の災害対策に関する法律、災害対策基本法が制定され、各自治体は、この基本法に基づき防災行政を行っております。もちろん、阿波市もこの法律に沿って防災会議を開催し、地域防災計画を作成しております。その中から2点質問させていただきます。

先ほど言いました伊勢湾台風から2年後の昭和36年に制定された災害対策基本法は、改正、改正を繰り返し今日に至っておりますが、令和元年に上陸した台風19号などを踏まえて、避難勧告と避難指示など、行政により区別が分かりにくいという課題が浮き彫りになったことに加えて、避難しなかったことやその避難行動が遅れたことによって貴い命が失われたことから、本年5月に一部改正されました。それは、避難勧告、勧告は相手方に一定の措置をとることを薦めるということで、強制力はないみたいです。その避難勧告を廃止、警戒レベル4の避難指示の段階までに避難を行うという内容で、この夏の長雨では土砂災害のおそれがあるため、お隣の吉野川市をはじめ、9市町が避難指示を出したと報道がありました。切迫度の高い、この改正によって、市町村が発令する避難情報も大きく変わり、私たちもこれまで以上に高い意識を持って避難行動がとれるのではと思っていましたが、いずれも避難所に身を寄せた住民は僅かだったようです。これは、運用の見直しからまだ日が浅く、住民にきちんと伝わっていなかったことが要因だとも書かれていましたが、阿波市においても、この改正内容をどれだけの市民が理解できているか気になります。阿波市では、改正内容の周知をどのように行っているのか、お聞きします。

もう一点、情報伝達に関してもお聞きします。

大規模な災害発生時には、多種多様で大量な情報が発生します。様々な環境にある市民に対して、さきにお聞きしました警報などを伝える手段として、一般的にはテレビ、ラジオ、J-ALERT、阿波市の屋外音声告知機、音声告知端末など、この手段が阿波市地域防災計画にも記載されておりますけども、インターネットなどによる情報伝達手段は進化していると思われまますので、災害時における住民への情報伝達システムをより高度化する考えはありませんか。また、発生が想定される南海トラフ大地震が起こったときの情報

伝達方法、手段についてもお聞きします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 榎原議員の一般質問の2問目、自然災害の対策について2点質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の災害対策基本法の改正内容につきましては、災害対策基本法の改正により、令和3年5月20日から新たな避難情報に変更され、従来の警戒レベル4、避難勧告、避難指示が避難指示に一本化されました。市民の皆様に対しましては、大雨等で災害の発生のおそれが高い状況で避難指示が発令された場合は、危険な場所からの避難をお願いしたいと考えています。また、従来の警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始については、高齢者等避難に変更されました。高齢者の方や障害のある方、妊婦の方や乳幼児のいるご家庭等、避難に時間がかかると思われる方は、高齢者等避難が発令されましたら、できるだけ避難行動を開始していただくこととなります。高齢者等以外の方でも、必要に応じて外出を控えるなど、避難の準備や自主的に避難をお願いすることとなりました。

改正内容につきましては、広報阿波6月号やホームページに掲載するとともに、ケーブルテレビにより周知しており、避難場所につきましても、ホームページや阿波市総合ハザードマップに掲載しております。

次に、2点目の災害時における情報伝達システムにつきましては、地震発災時は、全国一斉のJ-ALERTにより、直接リアルタイムに各家庭に設置してある屋内音声告知機及び屋外拡声機により情報伝達を行います。このほかにも、市のホームページやケーブルテレビ、さらに個人の携帯電話へ通知するエリアメールにより、災害情報の伝達を行います。このエリアメールにつきましては、避難情報などの緊急性の高い情報を配信し、救援物資や食料の供給情報、ライフラインの復旧情報も配信可能とされています。これらが活用できない状況が発生した場合には、本市がFMラジオの臨時災害放送局を開設し、情報伝達を行いながら、一方で市職員及び消防団による広報車を利用した広報を行ってまいります。さらに、スマートフォンを活用し、LINEやフェイスブック、ツイッター等のSNSによる災害時の情報発信につきましても、所管する市政情報課と連携し、実用化に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 榎原伸君。

○11番（榎原 伸君） 主な改正内容については理解できました。

広報阿波、またホームページ、ケーブルテレビなどによる周知を図っていることもよく分かりました。そして、各支所の玄関前に掲示されている、縦80センチぐらいのB1サイズっていうんですか、大きなポスターでも周知を図っている点、私、この間支所へ行ってみて、分かりやすいなと思いました。

私からは、今市民の危機意識も非常に高まってきていますので、結成率90%を誇る自主防災組織の活動の中で、こうした改正内容の周知を図ってもらえたらと思います。そして、今ご答弁の情報伝達システムに関しては研究も進んでるようですが、現にワクチン接種の予約受付など、阿波市のホームページからスマートフォンで予約ができるシステムを構築してるわけです。インターネットによる双方向での伝達システムを一日も早く実用化させてほしいと思います。

そして、阿波市には災害対策基本条例が制定されておられません。この条例の制定について再問させていただきます。

災害対策基本法が義務づけている地域防災計画、確かにこの計画書、これだけ分厚いんですけども、（資料を示す）第1章の総則から始まって、第4章の災害復旧、復興までに加え、南海トラフ地震災害対策などの災害対策編を含めたら、336ページもの膨大なものです。危機管理課が膨大なエネルギーを使っただけあって、実務版としては非常に精度の高い計画です。ただ、計画書はあくまで発災時のマニュアル的な要素が強いものになってるように思います。やはり安全・安心なまちづくりを掲げる市長には、災害から市民の皆さんを守る、こうした目的を明確にした阿波市災害対策基本条例を制定すべきと考えますが、所見をお聞きします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 榎原議員の一般質問の2問目、自然災害の対策についての再問、災害対策基本条例の制定について答弁させていただきます。

本市では、平成17年に策定した阿波市地域防災計画に加え、令和2年2月に阿波市国土強靱化地域計画を策定しており、今後30年の間に70%から80%の高い確率で発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震に加え、台風や線状降水帯の影響による豪雨災害などの自然災害に備えるため、防災・減災の両面から取組を強化しております。

阿波市地域防災計画は、災害対策基本法の改定や国の防災基本計画の改正、南海トラフ巨大地震被害想定の見直しなどに伴い、平成26年7月の大幅な改定を含め、これまでに

9回の改定を行っております。この計画では、市及び指定行政機関、指定公共機関等の事務及び業務の大綱をはじめとして、災害予防、災害応急対策など、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に食い止めるため、災害対策における数多くの項目を検証し、位置づけております。特に、大規模な災害に対しては、市民一人一人が自らのことは自らが守る自助、地域において互いに助け合う共助、そして市が安全を確保する公助が相互に連携し、協力することが重要となります。自助、共助については、市総合防災訓練や各小学校区自主防災組織連合会での防災訓練、毎年開催しております防災フェスタでの倒壊家屋からの脱出救助訓練などの実施と啓発により、着実に広がりを見せております。

公助におきましては、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,200万円を活用し、避難所における人と人との接触を減らすため、パーティション4,240枚、シェルター300張り、テント700張りを購入し、さらに環境改善のためのスポットクーラーや発電機などを整備いたしました。加えて、本年5月23日には、緊急参集訓練、避難所の設営訓練を実施しており、さらに職員図上訓練などの様々な災害対策の強化充実を図ってまいります。

今後、市民の皆様や事業者、自主防災組織などと連携して、防災・減災に関する意識の醸成、自助、共助、公助の重要性を再認識しつつ、阿波市地域防災計画にある、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた防災・減災対策に取り組み、阿波市災害対策基本条例の制定につきましては、しっかりと情報収集を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○11番（檜原 伸君） ただいま条例の制定要望につきましては、平成17年合併時に策定し、改正、改定を繰り返してきている、この阿波市地域防災計画、また令和2年に策定した阿波市国土強靱化地域計画、こういったものを充当していくというようなニュアンスに感じられましたけどもそして答弁の最後のところ、吉川局長も声がちょっと小さかったんですけども、しっかりと情報収集を行い検討してまいりたい。これは、新人議員の皆様もよくお分かりと思いますけども、調査研究をしてまいりますとか、情報収集に努め検討してまいります、こういった答弁は、これは制定はしないという理事者の常套句ですので、恐らく藤井市長に再々問をしても同じ答弁だと思っておりますので、残念ながらこれ以上

の質問は控えます。

私も議席を預かって3期12年、賛同議員2人いれば、条例提案ができるのは分かってるんですけども、残念ながら、私の任期もあと6か月です。とても時間が足りません。津波や火山噴火はないとはいえ、近い将来に発生が予想される南海トラフ大地震や豪雨災害といった自然災害に見舞われる阿波市の防災行政を担う市長には、何度も言いますが、災害から市民の皆さんを守るといった目的と市民と事業者と阿波市と議会が自分の安全は自分で守るといった基本理念を明確にした条例を制定すべきと考えます。そして、その条例の中で、阿波市地域防災計画への、この計画への反映をうたっておけば、最上位のこの災害対策基本法と阿波市災害対策基本条例と地域防災計画との整合性っていうのは取れると思います。市民の安全・安心を守るという強い信念をお持ちの市長、市長の防災行政の熱意は阿波市の憲法とも言える条例に示すべきと考えますので、常套句ではなくて、本当に前向きな検討をお願いします。

最後、3問目の人口減少の問題についてお聞きします。

阿波市の人口、合併当初の住民基本台帳によりますと、4万3,116人から、これは減少の一途をたどっています。令和3年3月末、世帯数1万5,475世帯、人口3万6,412人、1年間に79世帯、492人の減少となっております。人口問題研究所の推計によりますと、このまま対策を講じなければ、2040年、20年後には2万5,011人になるとのショッキングな予測データが示されています。いかに人口減少に歯止めをかけるか、加速する人口減少の対応が求められており、人口減少対策の基本、私は転入転出による社会的増減への施策と出産や子育て環境の整備による自然増への施策だと思っています。阿波市の最上位に位置する第2次阿波市総合計画の中に4つの施策、9つの事業が打ち出されています。そこで、自然増における取組についてお聞きします。

1点目は、不妊治療について。

阿波市においては、平成24年に制定された子ども・子育て3法に基づき、阿波市子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の子育て支援事業を推し進めてきました。中でも認定こども園法の改定を受けて、幼保連携型認定こども園の整備を、市長はなんと1期目の4年間でほぼ完了させました。ハード面での子育て施策をスピード感を持って実行してきていることは、議会も認めているところであります。ハード面に関しては、子育て世代から満足の声が聞かれていますので、了とします。

そこで、生まれる前、出産に関して質問させてもらいます。

阿波市の妊産婦乳児訪問指導事業の中で、育児不安の解消や養育困難家庭の把握に努めるとありますが、妊娠・出産期の母子の健康や、子どもが欲しくて、また子どもを授かる努力をしているご夫婦に対しての取組を評価すべきではないでしょうか。こうした支援は直接的な人口減少対策、少子化対策になると思います。阿波市においては、妊娠・出産に関する支援として、不妊不育症治療費助成制度があり、本年度予算に500万円計上されていますが、この事業内容、不妊治療後の出生者数などをお聞きします。

そして、2点目は、小児科医療の拡充について。

無事に赤ちゃんが生まれまして、はえば立て、立てば歩めと、周りの期待は高まりますが、このご夫婦には、これから子育ての苦勞が待っております。赤ちゃんから中学生ぐらいまでは病気やけががつきものだからです。私も4人の孫を預かっていますので、その苦勞はよく分かります。そのとき、頼りとされる小児科医が減少していると聞いております。これは、もちろん少子化の影響もあるでしょうけども、小児科は総合診療の要素が高いにもかかわらず、内科のように多くの人員でなくて、少ない人員でカバーしなければならない。したがって非常に厳しい職場である。ですから小児科を目指す学生が少ない。もう一つは、小児科の採算性の低さも、小児科志望者が減っている要因の一つだと言われております。小児科を専門にする民間病院も、その数を減らしております。このような状況は、阿波市においても同じで、こうした環境で子育て世代が阿波市で子どもを生みたい、育てたいと思うのでしょうか。阿波市小児科医療体制の拡充についてお聞きします。

そして続けて、社会増の取組についてをお聞きします。

まず、今年発足しました移住支援プロジェクトチームについてです。

この質問につきましては、平成25年、移住についての相談窓口を設置をした阿波市、名称は阿波市移住交流支援センター。当初は、今の企画総務部に兼任職員を置いてのスタートでした。それが、平成29年には、移住に関する総合的なコーディネートを阿波市観光協会に委託して、今日に至っております。委託を受けた阿波市観光協会は、会員の多さ、また人脈の広さ、こうした観光協会の強みを生かして事業を実施、移住やUターン経験者を選任スタッフに置き、移住者のニーズに合わせたきめ細やか相談業務により、これまで25世帯、60人の移住実績を上げております。この実績を見る限り、阿波市としては、移住・定住促進事業をこのまま民間委託でいくのかなと思っていましたが、今年度阿波市移住支援プロジェクトチームを立ち上げました。さきに言いました移住交流支援センターと違うのは、専任スタッフを1人置いてのものから、このプロジェクトは、ゼネラル

マネジャーに春木副市長で、企画総務部の地方創生推進室が事務局、メンバーは各所属長が推薦すると。役割は、恐らくこの字のごとく移住支援だと思いますが、まだ6か月しかたっていませんけども、実態が見えてきません。このプロジェクトチームを立ち上げた目的をお聞きします。

4点目の企業誘致についてですが、この企業誘致については、昨日笠井一司議員から同様の質問が出されていたので、要望に代えさせていただきます。

この企業誘致という観点に立って阿波市の現状を見てますと、基幹産業の農業、これは県下一の生産高を誇る成長産業です。そして、土成工業団地に8社、西長峰工業団地に4社の製造関連企業が操業しており、その上に笠井一司議員の答弁にもありましたように、市長の努力もあって、6社の企業誘致に成功しております。私には、農商工の非常にバランスの取れた町に映りますが、ただまだこの企業誘致に終着点はありませんので、今新型コロナウイルスの影響で企業誘致活動も非常に難しいと思われませんが、新型コロナウイルス感染症は働き方にも大きな影響を及ぼして、国もテレワークやサテライトオフィスを進めています。笠井一司議員は、再問の中で、研究機関や新規創業を誘致してはどうかと、このように質問されていましたが、私からは、製造関連の企業誘致に加えて、今言いましたサテライトオフィスの誘致も選択肢に加えていただけたらと思います。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 檜原議員の一般質問3問目の人口減少問題について1点目の不妊治療についてと2点目の小児医療の拡充について、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の不妊治療についてでございますが、初めに不妊症とは、妊娠を希望する夫婦がある一定期間通常の夫婦生活を行っているにもかかわらず妊娠の成立を見ない場合をいいます。阿波市では、平成28年度から子どもを望む夫婦が不妊治療を受けた際の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成するスマイルファミリー不妊治療応援事業を行っています。このスマイルファミリー不妊治療応援事業は、徳島県こうのとりの応援事業の交付決定を受けた者に上乘せする形で助成します。助成の対象者は、先ほど申しましたように、徳島県このとりの応援事業の交付決定を受けていること、それに加え、助成の申請日において夫または妻のどちらかが阿波市に1年以上継続して住民登録されていること、また助成の申請日に夫婦ともに市税等の滞納がないこととなっております。助成額につきましては、特定不妊治療を行っている場合、1回につき10

万円を上限に助成します。さらに、男性不妊治療の特定の手術を行った場合は、1回につき5万円を加えた額を限度に助成します。予算につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費として500万円を計上させていただいております。

阿波市の申請件数及び助成額は、平成30年度は44件、392万1,366円、令和元年度は34件、305万2,789円、令和2年度が27件、249万547円、令和3年8月末現在で、18件の申請があります。また、助成件数のうち妊娠した件数については公表をしておらず、徳島県においても調査等で確認はしていないとの回答をいただいております。

なお、国は来年4月から、不妊治療のうち体外受精などを公的医療保険の適用対象とする方針を示しています。また、阿波市では、平成30年度より県下一早く阿波市不育症治療助成事業を行っておりますので、スマイルファミリー不妊治療応援事業と併せて、制度の積極的な周知に努め、子育てするなら阿波市の実現を目指してまいります。

次に、2点目の小児医療の拡充について答弁させていただきます。

近年、全国的に少子・高齢化が加速し、阿波市におきましても人口減少及び高齢化が進行しております。阿波市の出生数については、平成30年度184人、令和元年度147人、令和2年度169人となっています。出生後は、すぐに予防接種の開始等がかかりつけ医等を持つようになりますが、阿波市内には小児科を専門とする医療機関は少ないという現状があり、近隣市にかかりつけ医を持たれている方も多く見られます。

小児期は、急な病気や夜間などに体調が変化することも多く、緊急な対応が必要になることもあることから、受診したほうがよいのか、様子を見ても大丈夫なのかを相談できるように、徳島こども医療電話相談#8000番で、小児科医や看護師が24時間対応を行っています。また、夜間、休日については、阿波市は東部地区に含まれており、徳島市夜間休日急病診療所と県立中央病院が時間帯や曜日による当番制で行っております。

安心して子育てができるための環境づくりには、小児科医の確保や小児救急医療体制の構築が必要不可欠であることから、今後も徳島県に対して要望を続けてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 樫原議員の一般質問3問目、人口減少問題についての3点目、移住支援プロジェクトチームについて答弁をさせていただきます。

本市の最重要課題である人口減少問題の克服に向け、結婚から出産、子育て、そして教育へと至る、切れ目のない子育て支援施策による自然増と定住人口の増加を図るため、移住・定住施策の推進や情報発信による社会増を目指して取り組んでおります。

移住・定住施策の推進では、移住の検討段階から移住後のフォローアップまでを行う阿波市移住交流支援センターを平成29年度から阿波市観光協会に委託し、移住希望者に対する住居、仕事、暮らし等の相談や定期的な情報提供のフォローアップなどの窓口相談支援業務を行っております。この阿波市移住交流支援センターに加えて、阿波市への新たな人の流れの創出や移住・定住をさらに促進するため、本年5月、部局横断組織として、阿波市移住支援プロジェクトチームを設置したところでございます。このプロジェクトチームは、仕事・農地、子育て・教育、住まい・安全の3分野に関係する部署の職員で構成し、私がゼネラルマネジャーとして統括しております。チームの役割としては、プロジェクトチーム会議を定期的を開催して、移住希望者からのニーズを情報共有し、スムーズな移住支援を提供してまいります。また、阿波市の住まいや暮らしに関する情報、引っ越しに伴う手続や妊娠、出産、子育て支援などの移住に関する情報をまとめた、阿波市移住ナビを作成して、市ホームページに掲載し、情報発信に取り組んでおります。

今後とも、阿波市移住支援プロジェクトチームを中心に、情報共有による連携強化を図りながら、阿波市の魅力を情報発信し、全庁一体となって移住支援に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○11番（檜原 伸君） まとめが、ちょっと前後することをお許してください。

今、春木副市長から、プロジェクトチームについての答弁をいただきましたけども、私が阿波市移住支援プロジェクトチームについて質問したのは、前の野崎市長のときから移住・定住の促進事業っていうのは専門部署を置くべきと提案、質問をしてきましたが、答弁では毎回各課と連携を取り、横断的に対応していく、またオール阿波市で移住・定住事業を推進するんだと、そういうことで、私の提案はかないませんでした。それが、平成25年に代替案として阿波市移住交流支援センターを立ち上げて、行政ではあまり実績が上がらないということで、阿波市観光協会に、今答弁のように、業務委託をした、そうした経緯がありながら、今年度名称を変えただけのような感がするんですけども、移住支援プロジェクトチームを立ち上げた、そもそもの理由とか根拠が聞きたかったからで

す。説明してほしかったわけです。

私からは、はっきりと申し上げます。今、このプロジェクトチームの総括責任者、ゼネラルマネジャーは春木副市長です。春木副市長、先ほどPCR検査の助成制度の答弁の中で、ワクチン接種プロジェクトチームのリーダーである私は今ワクチン接種を第一優先に考え全力を尽くしてまいりたいとおっしゃいました。もちろんワクチン接種も大事ですけども、人口減少対策、社会増に向けた取組も非常に重要なはずですよ。ですから、そういった意味では、私は矛盾を感じますし、そして私が最も危惧しているのは、各課から任命されたプロジェクトメンバー、誰か分かりませんが、まだ分かりませんが、それぞれの部署で本来の業務に当たっているんで、これはどうしても受け身的になりはしないかという、そういう心配です。移住サポーターの一人として、移住・定住促進事業については、これまでどおり、阿波市の魅力発信を基本とする阿波市観光協会に全面委託するか、兵庫県ですかね、丹波篠山市のように企画総務部に移住・定住の促進係、専任の担当者を複数置くか、賢明なご判断に期待をしております。

そして、前後しますけども、不妊治療、小児科医療拡充への答弁を部長から併せていただきました。不妊治療に関しては、この助成対象になるには徳島県こうのとりの応援事業、この交付決定を受けていることなど制限もあるようですけども、1回につき10万円を限度、また男性の治療には1回につき5万円を限度に助成拡充されているとのことですよ。また、来年4月からは保険適用となることも併せて答弁をいただきましたので、赤ちゃんが欲しいといった声にも応えてもらえるのではと思います。

その答弁の中で少し気になるのは、申請の数字が平成30年度の44件から少しずつ減ってきていることですよ。夫婦の5.5組に1組が不妊治療を受けていると言われているのにもかかわらず、今年も8月時点で18件と少ないのは、コロナ禍が影響してるんかもしれませんが、理由について調査をお願いしておきます。

そして、この質問をした私としましては、治療が長引くご夫婦の経済的負担はまだまだ大きいと思われまますので、交通費や宿泊費といった助成制度の一層の拡充と継続をお願いします。そして、治療を受けるご夫婦は、肉体的にも精神的にも苦痛を感じていると思われまますので、精神面での、その心理面での支えやケアをよろしくをお願いします。

そして、小児医療の拡充について再問させてもらいたいんですけども、その前に地元自治体の例を述べさせてもらいます。

このお隣の吉野川市にあります総合病院、吉野川医療センターの産婦人科では、産科再

開をしており、不妊治療もできる体制を目指しております。これは、吉野川市、議会ともに、人口減少対策が最重要と捉え、産科再開を条件に2億円からの経済的支援を決議しております。聞きましたら、阿波市の方の出産は、昨年ですけれども、里帰り出産も含めて54人だそうです。阿波市から吉野川医療センターまでは、車ですと、約10分、15分くらいで行けますので、子どもを産む、また子どもを産む努力をしているご夫婦にとっては、この阿波市は位置的に恵まれた環境だと言えるのではないのでしょうか。

再問なんですけど、阿波市で子どもを産む、その環境っていうのは、すこぶる恵まれているんですけども、阿波市で安心して子育てしたい、そう思ってもらえる体制、この小児科医療体制の拡充について、再問をさせていただきます。

阿波市にあります徳島厚生連の阿波病院は、老朽化と耐震化がされていない、また国の再編統合の対象病院ということで、今新築計画が進んでいます。その阿波病院への経済的、人的支援をして、一般小児医療で行う機関では対応が困難な、小児・乳幼児専門医療と入院を要する小児救急医療の24時間体制といった一般小児医療を1次とするなら、2次的な小児地域医療センター機能を備えた、県西部の医療圏の高機能病院を計画に加えてもらいたいということです。

そして、その経済的支援ですけれども、総合病院の運営に特別交付金が使えますけれども、これまでは公的病院に限っていたのが、今民間病院にも拡大されたと聞いておりますので、こうした特別交付金を財源に充てれば、阿波市の財政にも大きな影響は出ないと思います。

そしてもう一つの人的支援では、地域特別枠制度を使った小児科医師の確保、この制度は、徳島県が徳島大学医学部推薦入学に関し17人の推薦枠を設け、6年間で440万円かかる学費と生活費月10万円を助成する代わりに、大学卒業後9年間は県の公的病院で就業する制度です。職業の選択に抵触云々と言われてますけれども、この医学生1人当たり6年間で1,160万円助成することで、若い医師を9年間確保できるということです、人的支援が可能です。聞きましたら、厚生連病院も対象になれるそうですので、阿波市でもぜひ検討してはどうでしょうか。この阿波病院再生、ごめんなさい、阿波病院再編検討委員会のメンバーである町田副市長に答弁を求めます。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 檜原議員の一般質問の3問目、人口減少問題の再問、阿波病院が新築された場合、県西部の小児科医療の拠点的なものにできないか、また補助金について

て答弁させていただきます。

阿波病院は、阿波市内で唯一の公的病院であり、外来、入院とも市内の方の利用が約6割を占めており、地域包括ケアシステムや在宅医療介護、隣接する阿北特別養護老人ホームの医師回診など、地域医療に大きく貢献しております。このたびの新型コロナウイルスワクチン接種においても、阿波市医師会の中でも重要な役割を担っていただいております。

次に、議員お尋ねの阿波病院の小児科においては、昨年度よりはコロナ禍の影響を受けておりますが、令和元年度までは、患者数においては年間約1万4,000人と、県内のJA徳島厚生連の経営する他の2病院と比較しても、充実した運営を行っております。

次に、阿波病院は、樫原議員のほうも触れましたが、令和元年9月に、厚生労働省が公的病院のうち、2025年を見据えた持続可能な医療体制の構築に向けた病床の機能分化と連携を進めるための構想である地域医療構想の対象として、診療実績等により再編統合の議論を必要とした病院名を公表されたときに、その中に阿波病院が含まれておりました。それを受け、令和元年11月に、全国知事会等地方3団体が国に要望したところ、再検討の機会が与えられました。早急にそれらに対応するため、阿波病院の方向性につきまして、本市をはじめ、JA徳島厚生連代表理事、徳島県医師会、阿波市医師会、地元のJA代表、徳島県保健福祉部長など計12名を委員とする、第1回の阿波病院再編検討委員会が一昨年の6月24日に、そして昨年の12月16日に2回目の検討委員会が開催されました。私も委員として参加して、各委員から施設の課題等について忌憚のないご意見が出されました。検討会の中では、阿波市民の皆様にとってなくてはならない公的病院であるとの認識は一致したと思っております。現在、年内に3回目の再編検討委員会を開催するために、JA徳島厚生連においてグランドデザインの案の策定を行っている聞いております。次回の再編検討委員会で、阿波市内の公的病院としての機能や役割を検討する中で、小児科の必要性和継続性について主張していくとともに、機会あるごとにその趣旨をしっかりと申し上げていきたいと考えております。

想定ではございますが、阿波病院の改築等が決定した際の補助金等につきましては、阿波病院の重要性を踏まえながら、その財源等につきましては、国の補助金等も含め、様々な調査、分析をしながら検討してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 檜原伸君。

○11番（檜原伸君） 阿波市の代表委員である町田副市長から、今はグランドデザインを策定中で、そして検討委員会において小児科医療の必要性、継続性を強く主張していきたいと答弁をお聞きしました。

2次的小児地域医療センターの機能を有する総合病院は、この阿波市のイメージアップにもつながり、市長がよく言われる、子育てするなら阿波市、その理念が反映されたものとなり、安心して子どもを産み育てられる環境は、移住・定住を推進する上でも大きな強みになると思います。隣接市町からの利用も期待されますので、徳島厚生連にとっても投資効果は見込めるのではないのでしょうか。完成はまだ先のことと思いますけども、地元自治体として、経済的支援、人的支援に向けて、病院建設の基金の創設をお願いして全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで11番檜原伸君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

- |        |         |                                     |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 2  | 議案第 89号 | 令和2年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 3  | 議案第 90号 | 令和2年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第 4  | 議案第 91号 | 令和2年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第 5  | 議案第 92号 | 令和2年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第 6  | 議案第 93号 | 令和2年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7  | 議案第 94号 | 令和2年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第 8  | 議案第 95号 | 令和2年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 日程第 9  | 議案第 96号 | 令和2年度阿波市水道事業会計決算認定について              |
| 日程第 10 | 議案第 97号 | 令和3年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について           |
| 日程第 11 | 議案第 98号 | 令和3年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1             |

号) について

日程第 1 2 議案第 9 9 号 令和 3 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 1 号) について

日程第 1 3 議案第 1 0 0 号 令和 3 年度阿波市水道事業会計補正予算 (第 1 号) に  
ついて

日程第 1 4 議案第 1 0 1 号 阿波市税条例の一部改正について

日程第 1 5 議案第 1 0 2 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 1 0 3 号 阿波市道路線の変更について

○議長 (松村幸治君) 続きまして次に、日程第 2、議案第 8 9 号令和 2 年度阿波市一般  
会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 6、議案第 1 0 3 号阿波市道路線の変更につ  
いてまでの計 1 5 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質  
疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 8 9 号から議案第 1 0 3 号までについては、会議  
規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそ  
れぞれ所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会におかれましては、第 3 回阿波市議会定例会日割り  
表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、1 0 日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (松村幸治君) ご異議なしと認めます。よって、1 0 日は休会とすることに決定  
いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

1 4 日午前 9 時 3 0 分から決算審査特別委員会、1 5 日午前 1 0 時から総務常任委員  
会、1 6 日午前 1 0 時から文教厚生常任委員会、1 7 日午前 1 0 時から産業建設常任委員  
会です。

なお、次回の本会議は 9 月 2 4 日午前 1 0 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 5 6 分 散会